

長崎市公共施設の適正配置基準（案）

平成 31 年 2 月

目 次

第1章 はじめに.....	1
第2章 適正配置基準（案）	2
1 適正配置基準（案）とは.....	2
2 適正配置の考え方.....	4
第3章 用途別の適正配置基準（案）	9
1－ア 市民活動等施設	9
1－イ コミュニティ活動施設（3－ア 老人憩の家等、4－ウ 児童厚生施設等を含む）	11
1－ウ 自主学習・研修施設.....	16
2－ア 公園施設.....	17
2－イ スポーツ施設.....	20
2－ウ レクリエーション施設.....	26
3－イ 養護老人ホーム	30
4－ア 学 校.....	31
4－イ 保育所・幼稚園.....	35
4－エ 放課後児童クラブ	36
4－オ 学校給食施設.....	40
5－ア 母子生活支援施設	41
5－イ 子育て関連施設	42
6－ア 障害者支援施設	43
7－ア 保健施設	44
7－イ 健康増進・入浴施設.....	46
7－ウ 火葬場	47
7－エ 墓地等	48
8－ア 流通拠点施設	49
8－イ 商業振興施設	50
8－ウ 水産業振興施設	52
8－エ 農林業振興施設	54
9－ア 図書館	57
9－イ 博物館等	58
9－ウ ホール型施設	62
10－ア 文化財	63
10－イ 観光施設	65
10－ウ 平和施設	68
10－エ 市営宿泊施設	70
11－ア ながさき暮らし体験施設.....	71

1 2 - ア	港湾施設	72
1 2 - イ	ごみ処理施設	73
1 2 - ウ	排水等処理施設	74
1 2 - エ	市営住宅	77
1 2 - オ	市営駐車場	81
1 3 - ア	本庁舎・地域センター等	84
1 3 - イ	その他事務所	87
1 3 - ウ	消防施設	89
1 3 - エ	職員住宅	91

※「1-ア」などの表記は、長崎市が保有する公共施設について、「長崎市公共施設の用途別適正化方針（平成27年2月策定）」において、行政サービス分野ごとに分類したものです。

第1章 はじめに

我が国は、長期的な人口減少局面を迎える、私たちは本格的な人口減少社会の到来という時代の変化のなかにいます。また、年齢別の人団構成も大きく変化してきています。

今の社会のさまざまな制度や仕組みの多くは、人口が増加し、経済が右肩上がりで成長していくことを前提に組み立てられてきました。このさまざまな社会の仕組みを、これから時代に合わせたものに見直す動きが、現在、あらゆる分野で進められています。公共施設の見直しもその一つです。

長崎市は、これまでに人口の増加や経済の発展に併せて、多くの公共施設（本書では道路等の社会インフラを除く）を建設してきました。また、平成16年度及び17年度の近隣7町との合併に伴い、多くの公共施設を旧町から引き継ぎました。現在、これらの公共施設は老朽化が進み、これから一斉に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

今後、人口減少や少子高齢化が進んでいくと予想されるなか、安定した行政サービスを提供し続けるためには、管理の効率化にとどまらず、活用方法を多様化させることなどにより、既存の公共施設を有効活用し、行政サービスの供給体制を最適化していくことが求められます。

この「長崎市公共施設の適正配置基準（案）（以下、「適正配置基準（案）」という）」は、「長崎市公共施設の用途別適正化方針（平成27年2月策定）」で取りまとめた行政サービス分野ごとの公共施設の将来のあり方と、2040年の予測人口が約33万人という将来の長崎市の姿を見据えた、行政サービスの方向性と、それを提供する施設の配置についての長崎市の基本的な考え方を示したものです。

公共施設マネジメントの実施計画となる、地区別計画（※）の策定にあたっては、この適正配置基準（案）による基本的な考え方を市民に提示するとともに、市民対話の中で出された地域の事情等を考慮・検討して取りまとめます。

今後とも、長崎市が暮らしやすいまちであり続けられるよう、次世代に大きな負担を残すことなく、次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直すために、公共施設マネジメントに取り組んでまいります。

※地区別計画…市域を17の地区に設定し、中長期的な視点で、将来の施設のあり方や見直しの時期について地区ごとに示すもの

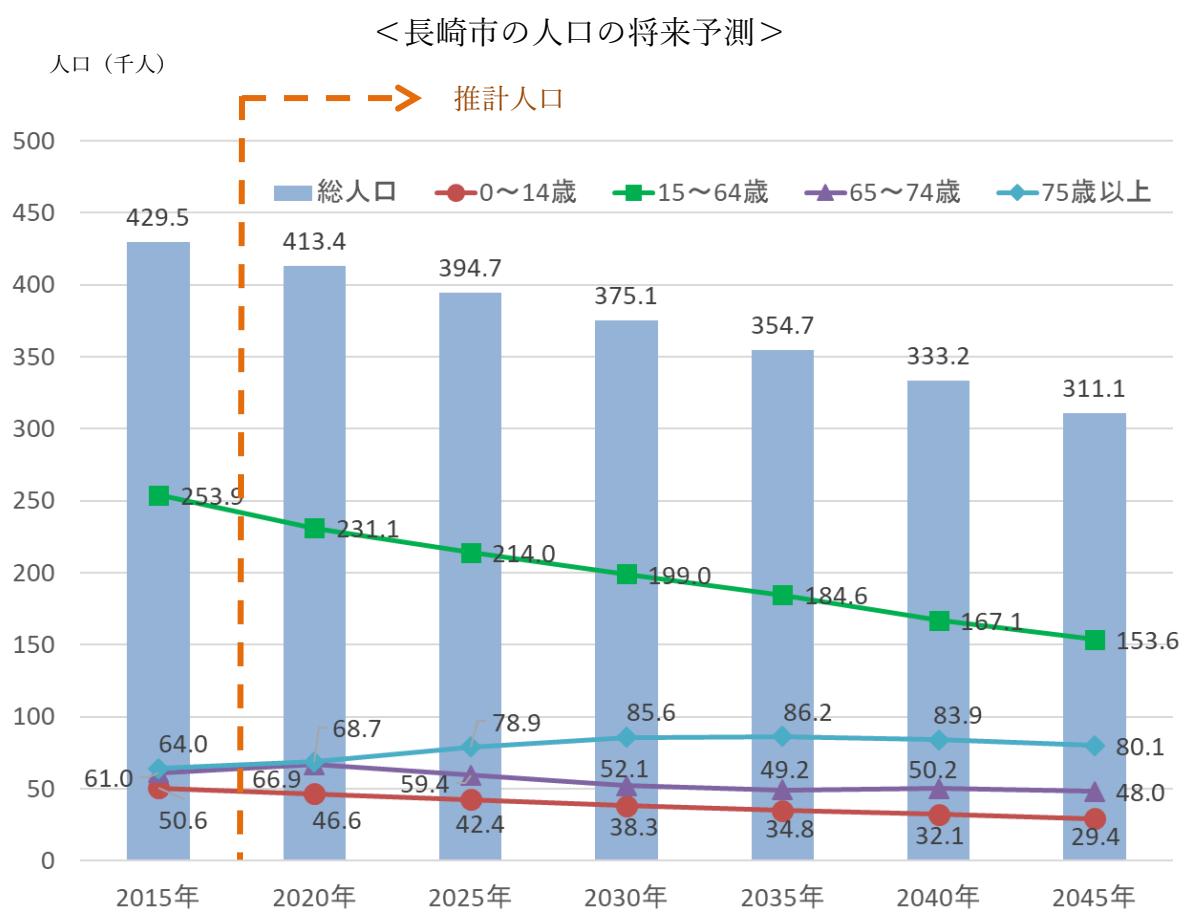
第2章 適正配置基準（案）

1 適正配置基準（案）とは

適正配置基準（案）とは、行政サービス分野ごとの公共施設の将来のあり方を示した「長崎市公共施設の用途別適正化方針（平成27年2月策定）」と、2040年の予測人口が約33万人という将来の長崎市の姿を見据えて、行政サービスのあり方とそれを提供する施設の配置の数や場所などを示すもので、用途別適正化方針を具体化した、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方です。

適正配置基準（案）には、次の内容を記載しています。

- 2040年に向けて、（1）行政サービスが目指すもの
- （2）行政サービスを提供する拠点の必要性
- （3）行政サービスを提供する拠点の配置数と配置場所の考え方



※2015年は国勢調査による実績値

※2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

【適正配置基準（案）の位置付け】

適正配置基準（案）は、長崎市の公共施設マネジメントの最上位計画である「長崎市公共施設等総合管理計画」に基づき策定するものです。

（上位計画）長崎市第四次総合計画（H23～32年度）

これからの長崎市がめざす将来の都市像を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を明らかにしたもので、すべての市民と行政にとって共通のまちづくりの指針となるもの

長崎市公共施設等総合管理計画（H28.2策定）

本市が管理する公共施設やインフラ施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方を示す計画

長崎市公共施設白書（H24.2策定）

- ・公共施設に関する情報の集約
- ・情報の共有化（見える化）
- ・施設の現状把握
- ・施設が抱える問題点の整理・分析

長崎市公共施設マネジメント基本計画（H24.3策定）

経営的な視点を取り入れた公共施設の効率的・効率的な管理運営を推進するための全体方針

長崎市公共施設の用途別適正化方針（H27.2策定）

行政サービス分野ごとに公共施設の将来のあり方を示すもの

長崎市公共施設保全計画（H27.3策定）

公共施設の安全性及び機能性を維持し、長寿命化を図るため、保全に関する取組事項を示すもの

長崎市公共施設の適正配置基準（案）（H31.2策定）

行政サービスのあり方とそれを提供する施設配置の基本的な考え方を示すもの

地区別計画（案）

全17地区（H30年度～順次策定）

用途ごとの基準を、地区でくくり、地区ごとの将来の公共施設のあり方を示すもの

施設別長期保全計画（＝施設別計画）

（H27.12作成：毎年度更新）

個別施設ごとに長期（約30年間）の改修時期や概算額を示すもの

2 適正配置の考え方

長崎市が保有する公共施設を、提供する行政サービスや施設の特性などにより、大きく次の4つに区分します。

- ① **市民利用型施設**：広く市民等の利用を主な目的とする施設
- ② **都市基盤施設**：都市のさまざまな活動を支えるうえで基盤となる施設
- ③ **産業振興施設**：産業の振興を図ることを目的とする施設
- ④ **公用施設**：市庁舎や消防署など、主に行政事務を執行するうえで必要な施設

そして、それぞれの区分について、サービス圏域を大きく「市域全体」、「複数地区」、「地区」の3層に区分して配置します。

① 市域全体 を対象とする施設

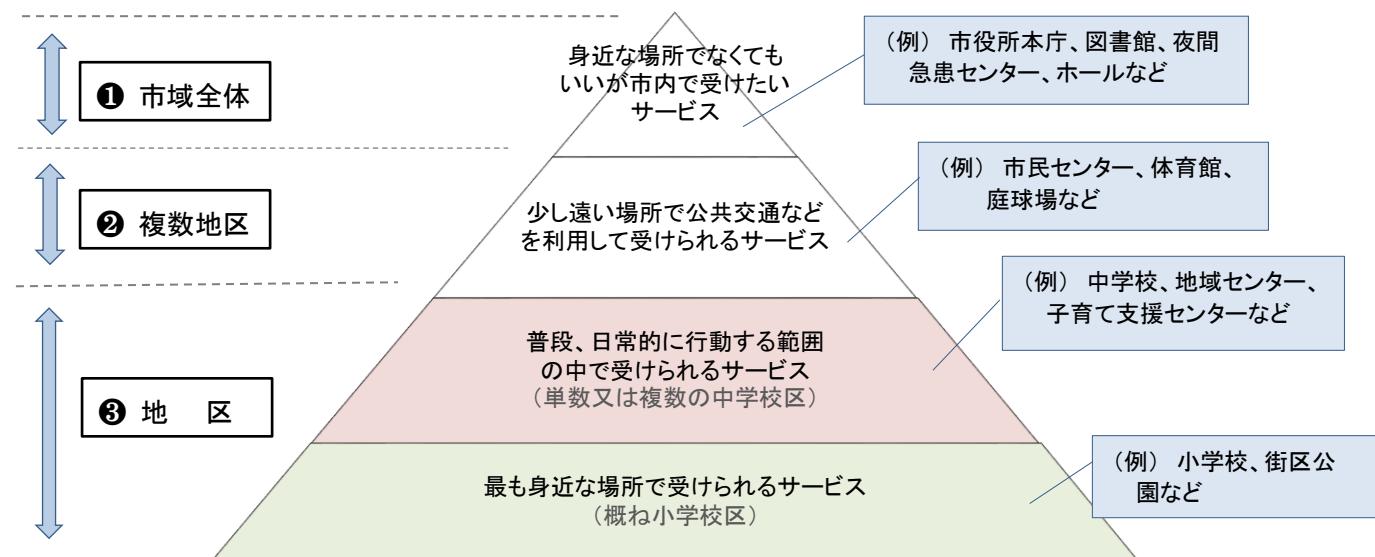
市域全体の市民を対象とし、生活に身近な場所でなくともよいが、市内で受けたいサービスを提供している施設です。

② 複数地区 を対象とする施設

「市域全体」と「地区」の中間で、複数の地区的市民が、生活する場所から少し遠い場所で、公共交通などをを利用して受ける行政サービスを提供している施設です。

③ 地区 を対象とする施設

普段、日常的に行動する範囲の中で受けたい行政サービスや、最も身近な場所で受けたい行政サービスを提供している施設で、地区的市民が主に利用する施設です。このほか、地理的な条件などから民間でのサービスが及んでいない特定の地区に配置する施設もあります。



※地区によっては、民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために配置する施設もあります（特定地区）。

これらの考え方により、施設の配置場所の考え方と行政サービス（機能）を整理すると、次の表のようになります。

大分類	サービス圏域	配置場所の考え方	用途
市民利用型施設	市域全体	市域全体を対象として都心部及び都心周辺部に配置	1-ア 市民活動等施設 1-イ コミュニティ活動施設① 4-イ 保育所・幼稚園① 5-ア 母子生活支援施設 5-イ 子育て関連施設① 6-ア 障害者支援施設 7-ア 保健施設① 7-ア 保健施設② 9-ア 図書館 9-イ 博物館等① 9-ウ ホール型施設 2-イ スポーツ施設① 4-ア 学校 7-ウ 火葬場 9-イ 博物館等② 1-ウ 自主学習・研修施設 2-ア 公園施設① 2-ウ レクリエーション施設 7-エ 墓地等 8-イ 商業振興施設 9-イ 博物館等③ 10-ア 文化財 10-イ 観光施設 10-ウ 平和施設
		広大な敷地や大規模な床面積を要する施設で都心部及び都心周辺部への配置が困難な場合、例外として機能確保を優先して配置	
		施設の特性（自然環境や歴史的背景を考慮）から、特定のエリアに配置	
		民間代替によるサービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	10-エ 市営宿泊施設 3-イ 養護老人ホーム
		公共交通を利用してアクセス可能な複数地区	1-イ コミュニティ活動施設② 2-イ スポーツ施設②
	地区	身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置（単数あるいは複数の中学校区を組み合わせた範囲）	2-ア 公園施設② 2-イ スポーツ施設③ 4-ア 学校 5-イ 子育て関連施設② 1-イ コミュニティ活動施設③
		市民に最も身近な範囲でサービスを提供することができる場所に配置（概ね小学校区）	1-イ コミュニティ活動施設④ 2-ア 公園施設② 4-ア 学校 4-エ 放課後児童クラブ
	地区（特定地区）	民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	4-イ 保育所・幼稚園② 7-ア 保健施設③ 7-イ 健康増進・入浴施設 8-イ 商業振興施設
		自然環境（ながさき暮らし体験）及び民間不動産市場の状況を考慮して、特定地区に配置	11-ア ながさき暮らし体験施設
都市基盤施設	市域全体	広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、高速道路や幹線道路へのアクセスが良い場所に配置 地域の特性から、特定のエリアに配置	8-ア 流通拠点施設 12-ア 港湾施設
		広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、市街地の広がり、輸送効率性等を踏まえ、周辺環境に配慮して配置	12-イ ごみ処理施設 12-ウ 排水等処理施設
		立地適正化計画区域内は居住誘導区域。その他の地域は、地域コミュニティが維持できるよう、住宅需要や民間の動向を踏まえて配置	12-エ 市営住宅 12-オ 市営駐車場
		都市機能や交通機能など、今後の周辺環境の変化に応じて都心部を中心に配置	12-ウ 排水等処理施設
	地区（特定地区）	公共下水道サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	
産業振興施設	市域全体	地域の特性（自然環境や歴史的背景を考慮）から、特定のエリアに配置	8-ウ 水産業振興施設 8-エ 農林業振興施設
公用施設	市域全体	市域全体を対象として都心部及び都心周辺部に配置	13-ア 本庁舎・地域センター等①
	道路状況を勘案したアクセス可能な複数地区	エリア内に居住する市民（小中学校の児童生徒を含む）に、サービスを提供することができる立地に配置	4-オ 学校給食施設 13-ア 本庁舎・地域センター等② 13-ウ 消防施設①
		身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置（単数あるいは複数の中学校区を組み合わせた範囲）	13-ア 本庁舎・地域センター等③
	地区（特定地区）	市民に最も身近な範囲でサービスを提供することができる場所に配置（概ね小学校区）	13-ウ 消防施設②
		職務上の必要性と民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	13-エ 職員住宅
	-	施設の特殊性や、サービスの機動性確保のため、本庁舎から分散して配置	13-イ その他事務所

※用途のあとに記載している数字（①など）は、同じ用途でも機能が異なる場合に、区別するために記載しています。

行政サービス(機能)	現況(2018年12月)の配置状況
交流(NPOや市民活動団体の交流、男女共同参画社会の推進)	ランタナ、アマランス
市域全体を対象とした生涯学習の場や活動の場、避難所 ※公共交通を利用してアクセス可能な複数地区及び中学校区に配置する施設を兼ねる。	中央公民館、北公民館
教育・保育(認定こども園)	認定こども園長崎幼稚園
母子生活支援	白菊寮
子育て支援(核的子育て支援センター、子どもの学び・交流・遊び)	
障害者支援	障害福祉センター
医療(初期救急一休日や夜間の軽症患者への対応)	夜間急患センター
原爆被爆者健診	原爆被爆者健康管理センター
図書・資料の収集・保存および貸出	市立図書館
歴史・文化	長崎歴史文化博物館、歴史民俗資料館、野口彌太郎記念美術館
芸術文化活動、コンベンション	ブリックホール、市民会館、チセビアホール、市民生活プラザホールなど
スポーツ(大規模大会利用、市内大会・競技練習等)	市民体育館、市民総合プール、運動公園、アーチェリー場、弓道場、武道場
教育(高校)	長崎商業高等学校
火葬	もみじ谷葬斎場
学習(科学)	科学館
自主学習・研修	日吉自然の家、三和少年交流センター
レクリエーション、憩い	総合公園(東公園、稲佐山公園、平和公園など)
レクリエーション、レジャー	さくらの里、体験の森、いこいの里、海水浴場、高島ふれあいキャンプ場、飛島磯釣り公園など
墓地	無縫造骨安置所、市営墓地
小売	道の駅、中央小売市場
学習(歴史・文化)	シーポート記念館、サントドミニゴ教会資料館跡、遠藤周作文学館など
文化財保護、観光	出島、グラバーガ、旧香港上海銀行長崎支店、ド・ロ神父記念館、心田庵など
観光	ローブウェイ、ベンギン水族館、ペーロン体験施設、端島見学施設など
平和学習、観光	原爆資料館、永井隆記念館、長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎、如己堂、追悼祈念堂、平和会館
宿泊	炭酸温泉Alega軍艦島、しまの宿五平太、外海ふるさと交流センター、池島中央会館
高齢者福祉	高砂園
中学校区を超えた規模の生涯学習の場や活動の場、避難所 ※中学校区に配置する施設を兼ねる。	三重地区市民センター、南部市民センター、東公民館、三和公民館、琴海文化センター
スポーツ(複数地区的市民を対象としたレクリエーションや競技スポーツの練習)※地区施設を兼ねる。	体育館、庭球場、東公園プール、神の島プール
レクリエーション、憩い、軽スポーツ	地区公園、近隣公園
スポーツ(地区的レクリエーションや競技スポーツの練習)	グラウンド
教育(中学校)、避難所、スポーツ(地区的レクリエーションや競技スポーツの練習)	中学校、中学校の体育館、運動場、武道場(学校開放事業)
子育て支援(子育て相談・保護者間の交流)	子育て支援センター
広いスペースや特定の設備が必要な、多数の人数が見込まれる生涯学習の場や活動の場、話し合いの場、居場所、避難所 ※概ね中学校区に配置し、小学校区に配置する施設を兼ねる。	ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
話し合いの場、活動の場、生涯学習の場、居場所、避難所 ※概ね小学校区に配置する。	ふれあいセンター、地区公民館など
レクリエーション、憩い、軽スポーツ	街区公園
教育(小学校)、避難所、スポーツ(地区的レクリエーション)	小学校、小学校の体育館(学校開放事業)
放課後の子どもの居場所	放課後児童クラブ
保育、幼児教育	保育所、幼稚園
医療(離島・へき地)	診療所
入浴	池島港浴場、池島東浴場、高島いやしの湯、健康づくりセンター
小売	公設市場、農水産物直売所
移住体験	交流滞在型宿泊施設、中長期型滞在施設
流通	中央卸売市場
港湾(航路利用)	船客ターミナル
ごみ処理	ごみ焼却場、埋立処分場
排水等処理	し尿処理施設
住居	市営住宅
交通(交通渋滞緩和)	駐車場
排水等処理	農漁業集落排水処理施設
水産振興	牧島水産センター、高島水産センター、南風泊漁港水産会館、クルマエビ幼稚仔保育場
農林業振興、レクリエーション	椿木センター、農業センター、市民農園など
行政手続き・相談(事業者の許認可)	本庁舎
学校給食	共同調理場(4か所)
行政手続き・相談、まちづくり活動の支援(職員の拠点)	総合事務所
消防・防災(常備消防庁舎)	消防署、出張所、派出所
行政手続き・相談、まちづくり活動の支援(窓口)	地域センター
消防・防災(消防団員の拠点)	分団格納庫
宿舎	職員宿舎
行政事務を執行するうえで必要な機能	長崎市保健環境試験所、動物管理センターなど

市民の皆さんが必要とするサービスは、市の公共施設に限らず、国や県、民間も含めて、さまざまな主体から提供されています。またそのサービスは、日常生活と関係が深く、暮らしに身近なところで受けたいものもあれば、利用の頻度やサービスの内容などから、市内で受けられればニーズを満たせるものもあります。

<暮らしと関係が深いサービスの提供拠点>

暮らしに必要なサービス	市民のニーズ(例)	地区	
		もっとも身近な場所で受けられるサービス	普段、日常的に行動する範囲の中で受けられるサービス
		概ね小学校区	単数または複数の中学校区
コミュニティ活動	○地域活動や多世代での交流をしたい ○自治会活動・地域コミュニティ活動をしたい	● ● ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	● ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
文化活動	○文化活動をしたい ○発表会や作品展を開催したい ○文化公演や展示を鑑賞したい	● ● ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	● ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
生涯学習	○生涯学習の活動をしたい ○図書を読みたい、借りたい ○講座や催しに参加したい	● ● ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	● ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
運動・スポーツ・レクリエーション	○運動やスポーツ、レクリエーション活動をしたい ○スポーツを見たい ○自然と触れ合いたい ○憩いの場が欲しい	● 小学校の体育館、ふれあいセンターの軽スポーツ室、街区公園など	● 中学校の体育館・運動場・武道場、地区公園・近隣公園・グラウンドなど
子育て・教育	○教育を受けたい、受けさせたい ○保育・幼児教育を受けさせたい ○就労時などに子どもを預けたい ○子どもたちを安全な遊び場や居場所で過ごさせたい ○育児の悩み相談や保護者同士の交流をしたい	● ● 小学校、放課後児童クラブ、認定こども園、保育所など	● 中学校、子育て支援センターなど
買い物	○食料品や日用品などを購入したい	● 地域の商店、コンビニエンスストアなど	● 地域の商店街、スーパーマーケットなど
公共交通	○移動のために公共交通を利用したい	● バス停	
保健・医療	○医療サービスを受けたい	● 民間医院・診療所	
介護	○居宅介護支援や訪問介護サービスを受けたい		● 居宅・地域密着型サービス事業所(通所・小規模多機能など)
住まい	○住まいを確保したい	● 民間の賃貸住宅	
行政手続き・相談	○各種届出手続(転出届、出生届等)をしたい ○各種証明書(住民票、納税証明等)を取得したい ○生活やまちづくりなどについての相談をしたい ○事業の許認可の手続をしたい		● 地域センター
消防・救急・防災・防犯	○消防・救命・救急サービスを受けたい ○災害発生などに安全な場所に避難したい ○地域の防災活動に参加したい ○犯罪が少ないまちにしたい ○安全に暮らしたい	● 避難所・消防団格納庫	● 交番・駐在所

そこで、暮らしと関係が深いサービスについて、身近なところで利用できるのはどんなサービスか、どんなサービスは離れたところで受けることになるのか、長崎市の公共施設のほか、国・県や民間から提供されるものも含めてまとめてみました。

※ 丸印の色の違いは、サービスの提供主体を示しています。(●:市、○:国・県、■:民間) 下段は、具体的な施設の一例です。丸印の大きさは、施設の規模の一般的な傾向をイメージしています。

複数地区	市域全体	その他
少し遠い場所で公共交通などを利用して受けられるサービス	身近な場所でなくてもいいが市内で受けたいサービス	
身近な日常行動圏は超えるが、公共交通などを使って利用できる場所	都心部など利便性のいい場所、サービス目的を達成できる場所	
●	●	
市民センターなど	中央公民館、北公民館	
●	● ○ ■	
市民センターなど	プリックホール、県立美術館、民間ホールなど	
●	● ○ ■	
市民センターなど	市立図書館、歴史文化博物館、民間カルチャーセンターなど	
● ■	● ○ ■	
体育館、庭球場、温水プール、市民センターの多目的ホール、民間スポーツクラブなど	総合運動公園、市民総合プール、日吉自然の家、県営野球場、民間体育馆など	
●	● ○ ■	
病児・病後児保育施設	高校、大学、専修学校、中核的子育て支援センターなど	
●	● ■	(民間のサービスが及んでいない特定の地区)
大規模店舗	大規模店舗、中心商店街、百貨店	高島公設市場、市設池島総合食料品小売センター
	● ○ ■	
	船客ターミナル、バスターミナル、JR長崎駅など	
●	● ○ ■	(民間のサービスが及んでいない特定の地区)
民間病院	夜間急患センター、長崎みなとメディカルセンター、長崎大学病院、民間病院	高島国民健康保険診療所、池島診療所など
●		
施設サービス事業所(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など)		(居住誘導区域・特定地区)
		市営住宅、県営住宅
●	● ○	
総合事務所	市役所本庁、県の機関など	
● ○	●	
消防署・消防出張所、警察署	消防局	

第3章 用途別の適正配置基準（案）

1－ア 市民活動等施設

1 市民活動センター

人口減少や高齢化社会の進展により、社会課題は多様化するとともに増加することが見込まれます。

そのような社会課題解決の担い手として、市民、NPO 法人や市民活動団体が、更に活動できるように、取り組みを始めたばかりの団体から、さまざまな主体と協働が可能な団体まで、あらゆるステップに合わせて支援していきます。

その支援のためには、専門性を持った相談機能を有し、情報を集約し、市民活動団体が集い、互いに交流できるよう、総合的なサービスを提供する拠点施設が必要です。

拠点については、より幅広い情報の提供や、広範囲・多ジャンルによる交流を生みやすいこと、また、市民活動センターは、テーマ内容に限らず、さまざまな異なる分野で活動する団体同士の交流・連携を図る拠点としての役割を担っていることから、1か所に集約された拠点が必要と考えます。

そこで、市内の各地域から市民や市民活動団体が集い、互いに交流することができるよう、来館のしやすさを考慮し、公共交通機関などの利便性が高い市内中心部に1か所配置します。

【市民活動センターの機能】

- ア 市民活動を行う者の交流の促進
- イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催
- ウ 市民活動に関する相談対応
- エ 市民活動に関する情報の収集及び提供
- オ 市民活動団体等への施設設備の提供
- カ 市民活動団体の活動拠点確保の支援

2 男女共同参画推進センター

女性の地位向上、男女平等、男女共同参画社会の実現へ向けての取組みから更に進んで、性別だけではなく国籍や年齢、職業、障害等にかかわらず、それぞれの生き方を認め合う多様性尊重社会の実現を目指しています。

さらに、男女共同参画の推進に関して取り組んでいる市民等の多くは、その他にも地域での活動や各種ボランティア、自治会活動等のさまざまな市民活動にも参加していることから、男女共同参画の推進に関する取組みも、こうした市民活動の一分野として融合し、あるいは連携しながら展開できるよう、それぞれの活動をつなぐ役目を担うことを目指します。

目指す多様性尊重社会を実現するためには、市民に向けた啓発活動を実施することや、市民が自ら推進に取り組み、活動する環境が必要となることから、その拠点が必要です。

拠点については、男女共同参画推進センターの利用対象は、基本的に全市民であり、市民や団体が集まることで地域の枠にとらわれない全市的な連携につながることや、情報の充実、また、相談件数の実績を重ねることで相談員のスキルアップが図られることから、1か所に集約します。

そこで、行政として、より幅広く連携した持続的な活動を後押しするための拠点施設として、市内中心部の交通アクセスなどの利便性が高い立地に1か所配置します。

また、市が行う専門性のある相談については、相談窓口を本庁舎外に設置し、相談利用者の選択の幅を広げるとともに、プライバシーに配慮します。

【男女共同参画推進センターの機能】

ア 市民に向けた啓発を行う場

関心と理解を深めることができるような機会として、講演などを実施します。

イ 市民活動の場

個人または団体が多様性尊重社会の推進に取り組む場を提供します。

ウ 相談の場

多様性尊重を妨げるような、性別による差別的取り扱い、多様化するハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど人権の侵害に関する相談に応じます。

※「相談の場」については、性質から相談者のプライバシーに配慮する必要があり、專的に利用できる拠点が必要になりますが、「市民に向けた啓発を行う拠点」及び「市民の活動拠点」については、会議・研修の場となるため、他用途の施設との共有が可能です。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	市民活動センター（ラントナ）	馬町 21-1	1922	410.29
2	男女共同参画推進センター（アマランス）	魚の町 5-1	1973	1602.14

1－イ コミュニティ活動施設（3－ア 老人憩の家等、4－ウ 児童厚生施設等を含む）

人口減少、少子高齢化が進むなかで、地域住民がふれあい、共に助け合うことで地域の中で心地よく暮らせるような、住みよい地域社会づくりを目指しており、そのためには、住民が気軽に立ち寄れ、地域活動などが行える地域コミュニティの活動の場（「居場所」・「話し合いの場」・「活動の場」・「生涯学習の場」）が必要です。

今後は、ふれあいセンターや地区公民館など、地域の身近な施設に加え、特定年齢層を利用対象とした施設（老人憩の家等や児童厚生施設等）も、将来的に、多世代が利用できる施設へ利用方法や機能を見直し、身近な場所で、地域の子どもから高齢者までの多世代が活動する場を維持していきます。

配置の考え方は以下の通りとしますが、既存施設の活用を基本としていくため、現状では施設規模のばらつきがあることから、施設の大規模改修又は建替え時期には、コミュニティの形成状況、人口動態、利用状況及び同地区内にある市の既存施設の状況なども考慮しながら、施設の廃止や施設規模及び機能の見直しを検討します。

なお、中学校区ごとに配置する施設については、後述のコミュニティ活動施設の機能を確保するには現行の使われ方で一定まかなわれていることから、現行のふれあいセンターの施設規模程度を想定しています。

また、小学校区ごとに配置する施設については、後述のコミュニティ活動施設の機能を確保するために、既存の市有施設や自治会集会所の平均的なものの施設規模から、集会室、和室及び給湯設備等を備えた施設規模を想定しています。

1 小学校区に配置する施設

市民に最も身近な場所に配置する施設は概ね小学校区ごとを目標としていきますが、旧合併町の野母崎地区、外海地区、三和地区及び琴海地区については、地区面積が広いことやその地形から、旧小学校区を含めた概ね小学校区ごとの配置とします。

小学校区に配置する施設については、市の既存施設の活用や、現にコミュニティ活動が行われている自治会集会所、町立公民館において確保します。これら既存施設での確保ができない場合には、財政状況を見ながら新設について検討し、計画的な施設整備を行っていきます。

なお、市有施設以外の施設を活用する場合は、施設の維持管理に必要な支援の検討を行っていきます。

2 中学校区に配置する施設（兼小学校区施設）

多数の人数が見込まれる等の活動や行事のため、小学校区にある施設よりも広いスペースや特定の設備を備えた施設については、概ね中学校区での配置とします。

中学校区に配置する施設は、小学校区に配置する施設を兼ねることとします。

3 広域的利用として配置する施設（兼中学校区施設）

中学校区を超えた大規模な催しや講座等が可能な施設として、中学校区にある施設よりも広いスペースやホールなど特定の設備を備えた施設については、都市計画マスター プランにおける地域拠点または交通の便の良い場所に3か所配置します。

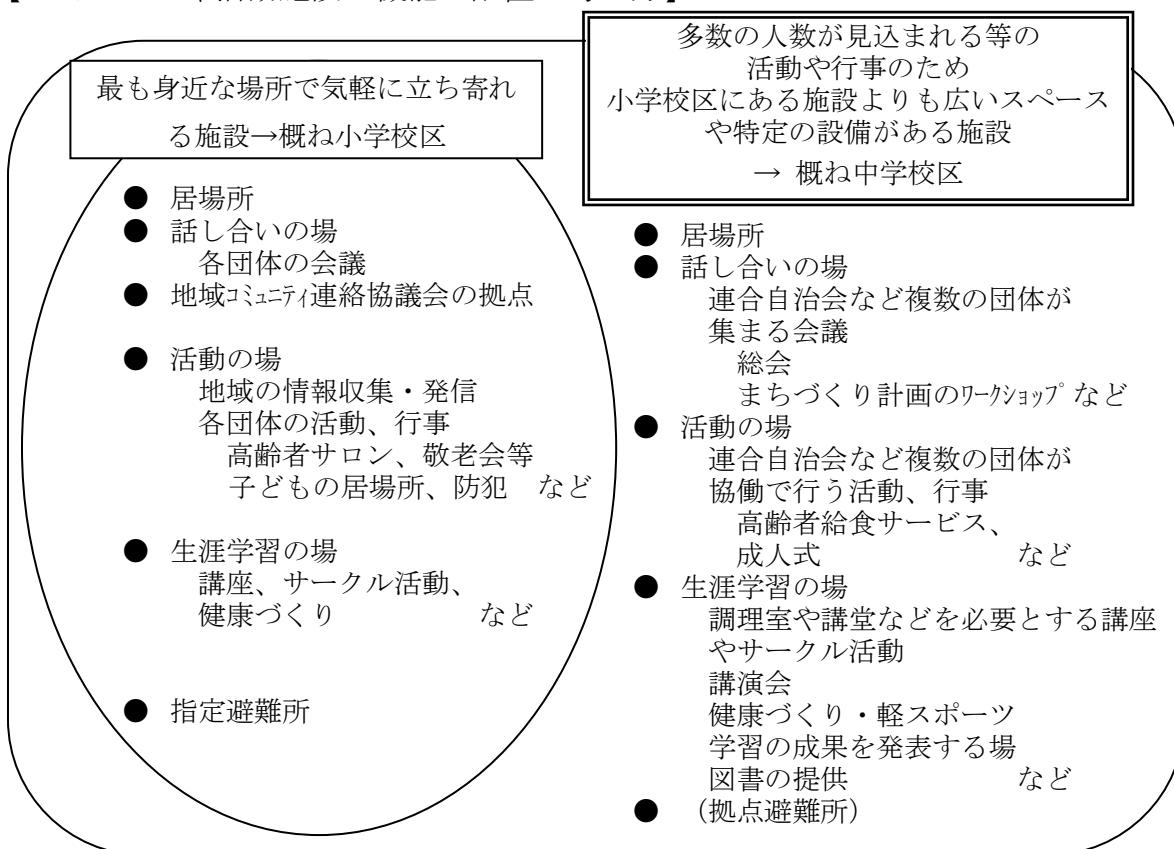
広域的利用として配置する施設は、中学校区に配置する施設を兼ねることとします。

4 全市的利用として配置する施設（兼広域的施設、兼中学校区施設）

広域的利用として活用する施設と同様に大規模な催しや講座等が可能な施設として、広いスペースやホールなど特定の設備を備えた施設を交通の便利のよい都心部及び都心周辺部に2か所配置し、中央公民館と北公民館を位置付けます。

全市的利用として配置する施設は、広域的利用として配置する施設及び各地域の中学校区に配置する施設を兼ねることとします。ただし、今後、2つの施設が、中学校区に配置する施設を兼ねることができるかどうかについては、検討する必要があります。

【コミュニティ活動施設の機能と配置の考え方】



【老人憩の家等の考え方】

趣味、文化、スポーツ等、高齢者による余暇活動はさまざまな場所を利用して行われており、高齢者のみが利用する施設の必要性は薄れつつあります。そのため、老人憩の家及び老人福祉センターは、コミュニティ活動施設へ機能を集約していきます。

また、風呂機能は、地域にある民間の入浴施設の利用や、社会福祉法人による公益事業としての浴室開放等の手法を取り入れる等、ソフト面での代替策を講じることにより、老人憩の家等は将来的に廃止します。

なお、高齢者人口がピークとなる2025年から、地域の高齢者人口、施設の利用率、耐用年数を踏まえ、2040年を目途に用途廃止に向けた調整を地元と進め、整理を行います。

【児童厚生施設等の考え方】

子どもが過ごす安全な居場所、遊びの場は、放課後子ども教室の拡大実施、放課後児童クラブの実施、ふれあいセンター等の利用、また保護者同士の交流の場は、子育て支援センターの整備、幼稚園から認定こども園への移行促進等により確保していく方針であり、児童厚生施設等（児童館及び児童センター並びに子ども広場）は将来的に廃止します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	古賀地区市民センター	古賀町 948-1	1979	1,720.51
2	三重地区市民センター	畠刈町 28-7	2003	1,674.79
3	南部市民センター	末石町 162	2007	1,520.36
4	琴海南部しらさぎ会館	西海町 1560-9	1990	1,412.00
5	琴海さざなみ会館	琴海形上町 1849-4	2000	580.00
6	桜馬場地区ふれあいセンター	桜馬場 1丁目 1-5	2002	880.48
7	小江原地区ふれあいセンター	小江原 3丁目 20-10	2000	559.93
8	小島地区ふれあいセンター	愛宕 3丁目 10-2	1987	865.70
9	戸町地区ふれあいセンター	戸町 2丁目 4-39	1990	582.11
10	仁田・佐古地区ふれあいセンター	稲田町 12-14	1993	563.88
11	淵地区ふれあいセンター	富士見町 6-6	1996	449.35
12	緑が丘地区ふれあいセンター	白鳥町 3-9	1989	556.30
13	山里地区ふれあいセンター	高尾町 4-10	2003	660.92
14	江平地区ふれあいセンター	岩川町 7-1	2008	1,009.95
15	錢座地区コミュニティセンター	宝町 9-4	2005	678.05
16	橋地区ふれあいセンター	かき道 2丁目 45-20	2004	689.94
17	ダイヤランドふれあいセンター	ダイヤランド 4丁目 1-1	1999	650.88
18	横尾地区ふれあいセンター	横尾 2丁目 15-10	1996	539.37
19	滑石地区ふれあいセンター	滑石 5丁目 5-77	1991	2,004.05
20	三川地区ふれあいセンター	三川町 1221-70	1994	693.05
21	西北・岩屋ふれあいセンター	西北町 13-13	2003	663.92
22	上長崎地区ふれあいセンター	片瀬 1丁目 13-13	2013	775.40
23	小ヶ倉地区ふれあいセンター	小ヶ倉町 2丁目 21-2	1978	504.89
24	土井首地区ふれあいセンター	柳田町 45-3	1982	711.41
25	深堀地区ふれあいセンター	深堀町 5丁目 182	1980	638.31
26	木鉢地区ふれあいセンター	木鉢町 2丁目 228-6	1977	427.92
27	式見地区ふれあいセンター	式見町 357	1983	653.77
28	晴海台地区ふれあいセンター	晴海台町 41-2	1990	774.50

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
2 9	伊王島開発総合センター	伊王島町1丁目甲 3272	1980	1,188.00
3 0	高島ふれあいセンター	高島町 1728-1	1997	1,359.87
3 1	野母崎農村活性化センター	高浜町 3427-2	2003	198.80
3 2	池島開発総合センター	池島町 154-13	1987	735.93
3 3	琴海北部研修センター	琴海大平町 638-12	1981	1,102.50
3 4	琴海活性化センター	長浦町 50-5	2003	540.00
3 5	中央公民館	魚の町 5-1	1973	3,243.76
3 6	東公民館	矢上町 19-1	2012	3,378.56
3 7	西公民館	丸尾町 5-5	1972	1,087.96
3 8	南公民館	浪の平町 7-19	1973	964.85
3 9	北公民館	千歳町 5-1	1991	1,667.12
4 0	滑石公民館	滑石 2丁目 1-8	2010	1,268.67
4 1	戸石地区公民館	戸石町 1740-1	1974	490.52
4 2	日見地区公民館	界 2丁目 1-19	1972	693.00
4 3	茂木地区公民館	茂木町 75-10	1981	654.18
4 4	大浦地区公民館	下町 1-13	1983	367.56
4 5	福田地区公民館	福田本町 10	1970	341.63
4 6	手熊地区公民館	手熊町 1291-1	1975	310.59
4 7	三重地区公民館	三重町 1142-1	1972	871.50
4 8	香焼公民館	香焼町 501-2	1983	1,518.35
4 9	野母崎樺島地区公民館	野母崎樺島町 459-2	1993	342.71
5 0	高浜地区公民館	高浜町 3203-73	1976	755.20
5 1	野母地区公民館	野母町 2244-1	1982	1,018.83
5 2	脇岬地区公民館	脇岬町 3309	1974	684.00
5 3	外海公民館	神浦江川町 2	1970	707.00
5 4	黒崎地区公民館	下黒崎町 5157-1	2015	543.38
5 5	出津地区公民館	西出津町 2794-1	1982	813.43
5 6	池島地区公民館	池島町 1009-3	1967	600.04
5 7	三和公民館	布巻町 88-1	1982	2,835.99
5 8	蚊焼地区公民館	蚊焼町 3020-1	1976	561.62
5 9	川原地区公民館	川原町 234-5	1983	461.15
6 0	為石地区公民館	為石町 2020-2	1977	690.00
6 1	ヴィラ・オリンピカ伊王島	伊王島町1丁目甲 3272	1993	1,374.30
6 2	野母崎文化センター	野母町 555	1990	1,681.95
6 3	琴海文化センター	長浦町 3777-9	1990	1,741.42

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
6 4	琴海南部文化センター	琴海村松町 703-14	1995	921. 03
6 5	老人憩の家ひまわり荘	丸尾町 5-5	1972	619. 45
6 6	老人憩の家つばき荘	浪の平町 7-19	1973	468. 38
6 7	老人憩の家さくら荘	立山 1 丁目 7-16	1974	508. 00
6 8	老人憩の家東望荘	田中町 299	1973	458. 76
6 9	老人憩の家おみず荘	小ヶ倉町 2 丁目 700-1	1979	213. 00
7 0	老人憩の家つつじ荘	白鳥町 8-1	1981	231. 00
7 1	老人憩の家舞の浜荘	三京町 720	1984	309. 70
7 2	老人憩の家舞岳荘	手熊町 1291-4	1993	226. 20
7 3	老人憩の家式見荘	式見町 200-26	1993	364. 58
7 4	老人憩の家香焼ひまわり	香焼町 1070-4	1997	702. 83
7 5	老人憩の家池島荘	池島町 21-2	1974	279. 20
7 6	老人福祉センターあじさい荘	上錢座町 1-11	1969	862. 03
7 7	老人福祉センターわかな荘	茂木町 38	1978	474. 46
7 8	老人福祉センターすみれ荘	中園町 3-5	1981	915. 22
7 9	老人福祉センターしらゆり荘	鶴見台 1 丁目 4-4	1982	509. 95
8 0	老人福祉センター開陽山荘	西出津町 3127	1980	416. 80
8 1	野母崎ふれあい新港	野母町 2283-7	2001	165. 61
8 2	大浦児童センター	大浦町 7-2	1981	423. 41
8 3	滑石児童館	滑石 2 丁目 1-8	2010	303. 63
8 4	土井首児童館	柳田町 45-3	1982	190. 00
8 5	琴海児童館	琴海村松町 704-5	1984	276. 17
8 6	子ども広場（借上）	川口町 13-1	1990	400. 00

1－ウ　自主学習・研修施設

少子高齢化が進み、児童生徒数も減少することが予測されますが、引き続き少年の健全育成と市民の生涯学習の振興を図るため、宿泊体験学習機能を維持しつつ、市民向けの体験学習の施設としての充実を目指します。

1　日吉自然の家

子どもたちの日常生活において、他者との関わりや自然体験の機会が少ないという環境の変化を考えると、現在、学校教育のカリキュラムとして取り組んでいる2泊3日の宿泊体験学習の充実が必要です。

あわせて、野外活動及び自然に親しむ学習活動の場として、一般市民全体が利用する施設であることから、市全域を対象とした宿泊体験学習を行う施設として1か所配置し、その場所としては、自然の中で宿泊体験を行うための自然環境が整っており、体験学習の実施にあたり、地元との協力体制も整っていることから、日吉地区に配置します。

2　三和少年交流センター

主に昼間は会議やスポーツ大会時の本部及び休憩所、夜間はスポーツ合宿等の簡易宿泊施設として利用されていることから、公園施設としての設置目的や利用実態に合わせ、市民全体に開かれた施設名に名称を変更し、公園の付帯施設として利用率の向上を図りつつ、宿泊機能については利用状況を踏まえ、建物の更新時期において、ニーズに対応した機能整理を行います。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	日吉自然の家	飯香浦町 3715	2015	3,575.20
2	三和少年交流センター	布巻町 221-1	1993	456.60

2-ア 公園施設

公園については、防災・避難等災害に対応できる機能を確保し、バリアフリー化など機能の向上や、複合遊具等を活用した魅力的な子どもの遊び場の創出、地域イベント等の開催が可能な広場等の整備による地域コミュニティの空間の創出、スポーツ施設等の利用環境の充実、健康寿命を延ばす健康づくりのための機能の導入等、多様なニーズに対応した公園づくりを推進します。

また、市内における都市公園の市民1人当たりの標準の敷地面積及び、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの標準の敷地面積はそれぞれ次のとおりとし、都市公園の種類や目的及び誘致距離を勘案し配置の均衡を図ります。

● 1人当たりの敷地面積

- ・本市内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準 10 m²以上
- ・市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準 5 m²以上

● 公園種別と標準面積

公園種別	標準面積
街区公園	0.1ha (1,000 m ²)
近隣公園	2.0ha (20,000 m ²)
地区公園	4.0ha (40,000 m ²)
総合公園	利用目的に応じて適宜
運動公園	利用目的に応じて適宜

● 公園に必要な機能

- | | | |
|-----|-----------|----------------|
| ・遊び | ・健康づくり | ・スポーツ・レクリエーション |
| ・休養 | ・自然とのふれあい | ・コミュニティ |
| ・防災 | ・都市景観の形成 | ・都市環境の保全 |
- など

なお、公園の種類ごとの具体的な配置については次のとおりとします。

1 総合公園

都市基幹公園として、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため必要な施設です。

平和発信の拠点である平和公園、スポーツの拠点である長崎東公園や野母崎総合運動公園、都市景観の保全やレクリエーションの拠点である稻佐山公園、自然とのふれあいの拠点である金比羅公園、唐八景公園及び川原大池公園など、それぞれの公園において地形や特性を活かし、各公園で機能分担を図りながら住民の総合的な利用に供していること、また、地区公園の配置を補完する役割も有するため、現状の10か所を維持します。

2 運動公園

都市基幹公園として、都市住民全般の主として運動の用に供するため必要な施設です。市内に1か所のみ設置されており、さまざまな競技種目の大会の開催等スポーツに特

化したサービスの拠点として必要であることから、現状の1か所を維持します。

3 地区公園

住区基幹公園として、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供するため必要な施設です。

住民のレクリエーション等の拠点として配置する必要がありますが、過分に配置されている高島地区においては、中ノ島公園及び権現山公園の2か所の廃止を行い、現状の9か所を7か所とします。

4 近隣公園

住区基幹公園として、主として近隣に居住する者の利用に供するため必要な施設です。

日常における憩いの場や避難場所等防災の拠点として配置する必要がありますが、過分に配置されている高島地区及び外海地区においては、利用頻度の低い西海岸公園及び大野浜海浜公園の2か所の廃止を行い、現状の41か所を39か所とします。

5 街区公園（遊園を含む）

住区基幹公園として、主として街区内に居住する者の利用に供するため必要な施設です。

街区公園（遊園を含む小規模な公園）は、729か所（公園492か所、遊園237か所）ありますが、将来人口の推移及び立地適正化計画における居住誘導区域を踏まえながら、整備面積・配置・機能が過大である地域においては廃止し、不足している地域においては、統廃合や新設により適切な公園整備を推進します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

1 総合公園

番号	名称	番号	名称
1	稲佐山公園	6	香焼総合公園
2	唐八景公園	7	川原大池公園
3	金比羅公園	8	琴海赤水公園
4	平和公園	9	そとめ神浦川河川公園
5	長崎東公園	10	野母崎総合運動公園

2 運動公園

番号	名称
1	長崎市総合運動公園

3 地区公園

番号	名称	番号	名称
1	立山公園	6	南部地区公園
2	中ノ島公園	7	外海総合公園
3	権現山公園	8	高島ふれあい多目的運動公園
4	元宮公園	9	樺島灯台公園
5	琴海中央公園		

4 近隣公園

番号	名称	番号	名称
1	桜町近隣公園（今後整備予定）	2 2	海風公園
2	中島川公園	2 3	さくらの里中央公園
3	螢茶屋公園	2 4	さくらの里西公園
4	風頭公園	2 5	あじさい公園
5	鍋冠山公園	2 6	えがわ運動公園
6	泉町公園	2 7	片淵近隣公園
7	魚の町公園	2 8	みなと坂船の公園
8	東望山公園	2 9	奥山運動公園
9	稻佐近隣公園	3 0	出雲近隣公園
10	矢上団地近隣公園	3 1	三和記念公園
11	京泊公園	3 2	琴海北部運動公園
12	女の都近隣公園	3 3	小島ノ浦公園
13	祝捷山公園	3 4	琴海中部運動公園
14	魚見岳公園	3 5	やすらぎの小径公園
15	赤迫近隣公園	3 6	外海運動公園
16	伊王島灯台公園	3 7	大野浜海浜公園
17	高島公園	3 8	大城公園
18	西海岸公園	3 9	高浜運動公園
19	琴海南部公園	4 0	脇岬ふれあい公園
20	鳴見台近隣公園	4 1	権現山展望公園
21	小江原台近隣公園		

2-1 スポーツ施設

長崎市は、市民が生涯にわたってスポーツに関わることにより、健康で豊かな生活を送ることができ、また、競技力の向上を図ることにより、地元選手がスポーツ大会で活躍することを目指しております、その活動の場として、スポーツ施設は重要な役割を担っています。

そのためには、市民が身近な場所でスポーツができる施設、スポーツ大会を開催するための機能を備えた施設など、配置場所や利用形態に応じた施設を配置する必要がありますが、スポーツの種類は多種多様であり、すべてを同じ条件で配置することはできないことから、施設の廃止、集約を検討するとともに、県立や民間のスポーツ施設も利用しながら、維持していくことが必要な施設については、可能な限り、施設の機能の質の向上を図ります。

なお、将来的には、新たな競技スポーツやレクリエーションの普及、健康増進のための施策の推進などによるスポーツ施設の需要の増加、県立や民間スポーツ施設の新設・廃止によるスポーツ施設の配置状況の変化、学校の統廃合による学校の体育施設の減少及び立地適正化計画の進捗状況による人口分布の変化も考えられることから、施設の利用状況や利用者のニーズを見極めた上で、スポーツ施設を取り巻くさまざまな環境の変化に対応しながら施設の配置を検討していきます。

施設の配置にあたっては、サービスを提供する範囲（サービス圏域）による施設分類（全市施設、複数地区施設、地区施設）と利用形態による施設分類（大規模大会利用施設、市内大会等利用施設、競技練習等利用施設、レクリエーション等利用施設）の2つの分類の組み合わせによる配置とします。

【サービス圏域による施設分類】

●全市施設

- ・市域全体の市民を対象としている施設。
- ・市域全体を対象として、都心部及び都心周辺部に配置しますが、広大な敷地や大規模な床面積を要するなど、都心部及び都心周辺部への配置が困難な場合は、機能確保を優先し、施設までの移動の利便性を考慮した場所に配置します。

●複数地区施設

- ・公共交通を利用してアクセス可能な複数地区的市民が主に利用する施設。
- ・複数地区施設は、地域の競技練習やレクリエーション等の利用施設として、市内の中央、東部、南部及び北部の各地域内において、各地区からの交通の便がよい場所（地域拠点又は交通結節点）に配置します。
- ・競技練習やレクリエーション等の利用施設は、大会利用施設に比べ、施設機能は求められていませんが、大会利用施設と同様に広大な敷地を必要とする場合は、当該地域内の市民の利便性を考慮し配置します。
- ・プール（温水）については、清掃工場の余熱を利用した施設であることから清掃工場の隣接地に配置します。

●地区施設

- ・身近な場所で地区の市民が主に利用する施設。
- ・普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置します。
- ・街区公園等の広場、小・中学校等の体育施設、ふれあいセンター等の軽スポーツ室も地区施設として活用します。

【利用形態による施設分類】

区分	定義
大規模大会利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・全国、九州、県大会等の大規模な大会を利用するための施設 ・公式大会開催に必要な競技環境（施設規模や設備等）、競技を見るための観客席及び参加者や観覧者のための駐車場を整備している施設
市内大会等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模大会利用施設の補助会場や練習会場として、また、市内大会や小規模大会の開催に利用するための施設 ・市内大会等開催に必要な競技環境等を整備している施設
競技練習等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・主に競技練習や健康増進のための運動に利用するための施設 ・競技練習のための競技環境を整備している施設
レクリエーション等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会やイベント開催などレクリエーション等目的で利用している施設 ・レクリエーション等を開催できるスペースがある施設

1 全市施設の利用形態

(1) 大規模大会利用施設

2040年には、人口減少に伴う競技人口の減少は見込まれるもの、競技種目はこれまで同様存続すると考えられることから、現在と同程度の大会開催が見込まれるため、現在と同程度の施設規模及び数量の施設を配置します。

なお、大会開催に複数の施設が必要な場合は、現状でも市内大会等利用施設や大会利用施設以外の施設を補完的に活用し大会を開催していることから、今後も活用することで対応していきます。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
陸上競技場	かきどまり陸上競技場	<p>陸上競技の競技環境については、県営陸上競技場（諫早市）が充実しており、かきどまり陸上競技場は市内大会開催が主な状況です。</p> <p>フィールド競技（ラグビー）については、全国大会等の実績を有し、今後も大会開催が見込まれます。</p> <p>補助競技場については、公認は必要としませんが、練習会場として、現在の施設を継続して配置する必要があります。</p>
庭球場	かきどまり庭球場 (砂入り人工芝19面)	大規模な大会を開催するためには、施設規模が大きい（16面以上）庭球場が必要であるため、現在の施設を継続して配置します。
野球場	※県営野球場（県立）	—
体育館	市民体育館 ※県立総合体育館（県立） ※民間施設	市内で大規模な大会（国体九州ブロック大会、高総体、中総体等）が開催される場合、複数の競技が同時に開催されることから、会場として観客席を備えた3つの体育館が必要です。また、大会会場に隣接して練習会場（サブアリーナ）が必要であるため、現在の施設を継続して配置します。
プール	市民総合プール	大会開催のため観客席を備えた日本水泳連盟公認の50m及び25mの温水プールが必要であるため、現在の施設を継続して配置します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

(2) 市内大会等利用施設

これまでの市内大会の実績を踏まえ、市内大会を開催することができる競技環境が整備されている現在の施設を継続して配置します。また、大規模大会利用施設の補助会場又は練習会場として利用できる施設を配置します。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
庭球場	市営庭球場	市営庭球場（7面）は県内唯一の屋根付庭球場で、市内大会会場として、また、大規模大会の雨天時の会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
野球場	かきどまり野球場	市民早朝野球等の市内大会の会場として、また、全国大会等の補助会場・練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
球技場	市営ラグビー・サッカーフィールド（人工芝） かきどまり運動広場（天然芝）	市内大会会場として、また、全国大会等の補助会場・練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
ソフトボール場	市営ソフトボール場	市民早朝、ナイターソフトの会場として利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
弓道場	市営弓道場	市内大会が開催できる唯一の弓道場であり、また、競技練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
アーチェリー場	市民アーチェリー場	市内で唯一のアーチェリー場であり市内大会が開催されているほか、競技練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
武道場	諏訪体育館 (柔道場、剣道場、弓道場、ボクシング場、相撲場) ※県立総合体育館武道場（県立）	現在の施設は狭隘なことから主に競技練習のための利用で、大会利用はボクシング場のみですが、市営の武道場として市内大会及び競技練習のための競技環境を備えた武道場が必要であるため、現在の施設を継続して配置します。 なお、建替えの際は、施設の規模・機能の見直しを含め、市民体育館との集約を検討します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

(3) 競技練習等利用施設

主に競技練習や健康増進のための運動に利用される施設で、競技練習のための競技環境が整備されている現在の施設を継続して配置します。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
陸上競技場	市営陸上競技場	1周400mのトラック、1周500mの走路、1周600mの走路があり、学生の陸上競技の練習だけでなく、市民の日常の健康増進のための練習場として幅広く利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

2 複数地区施設の利用形態

(1) 競技練習、レクリエーション等利用施設

地域における生涯スポーツの推進及び競技スポーツの競技力向上を図るため、市内の中央、東部、南部及び北部に体育館、庭球場及びプール（温水）を配置します。

なお、近隣に民間施設がある場合は、民間施設を有効に活用していきます。また、将来は、人口減少に伴い利用者の減少が見込まれます。

のことから、施設の利用状況（稼働率等）などを踏まえ、人口減少に伴う利用者の減少を推計し、将来的利用人口に応じて施設の集約化を図り、施設規模の見直しを行います。

また、大規模大会利用施設についても、大会以外の時は地域の競技練習、レクリエーション等の施設として利用されていることを考慮した配置とします。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
庭球場	10 施設 49 面 (高島庭球場を除く)	<p>庭球場は稼働率が高く、施設抽選において漏れる人も多い状況から、施設が不足していると分析した施設が 6 施設（市営、かきどまり、小江原、東公園、えがわ、元宮）あるため、今後、稼働時間の拡大や夜間照明の設置検討により利用枠の拡大を図ります。</p> <p>また、庭球場は、公園機能の一つとして市内全域で分散して配置していますが、人口が集中する中央地域と交通の利便が高い周辺地区の利用率が高いことから、集約し配置した方が、市民の利便が図られると考えられます。</p> <p>なお、琴海中部運動公園庭球場は、今後の利用状況等の推移を見ながら廃止について検討します。</p>
体育館	7 施設	<p>7 施設のうち市民体育館は、稼働率が高く大会利用頻度も多いことから、不足する状況もありますが、近隣の学校体育館開放等により利用の補完ができると考えます。</p> <p>南部地域のフロア面積は、他の地域より大きいことから、今後の利用状況等の推移を見ながら、野母崎体育館の廃止を検討します。</p> <p>深堀、三重体育館については、設置経緯を踏まえ、耐用年数又は大規模改修の時点で施設の利用状況を見ながら、集約化を検討します。</p>
プール (温水)	3 施設 市民総合プール（全市施設を兼ねる） 神の島プール 東公園コミュニティプール	<p>水泳競技の練習用や健康増進のための運動用施設として、中央地域に市民総合プール及び清掃工場の隣接地に余熱を利用した温水プールの神の島プールを、東部地域に東公園コミュニティプールを継続して配置します。</p> <p>南部地域及び北部地域においては、民間施設を活用します。</p>
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

3 地区施設の利用形態

(1) レクリエーション、競技練習等利用施設

地区における生涯スポーツの推進及び競技スポーツの競技力向上を図るため、公園機能の一つとして配置されているグラウンドを、身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に継続して配置します。

また、街区公園等の広場、小・中学校等の体育施設（運動場、体育館、武道場など）、ふれあいセンター等の軽スポーツ室も地区施設として活用します。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
グラウンド	27 施設 (高島を除く)	<p>グラウンドは、公園機能の一つとして、各地区に分散して配置されており、防災、避難場所等の機能も有していることから、稼働率が低いグラウンドについては、維持管理費のかからない広場化への機能転換などを検討します。</p> <p>また、夜間の利用が少ない施設については、照明設備を廃止します。</p> <p>外海運動公園運動場については、今後の利用状況等の推移を見ながら、公園機能の一つとして配置されているグラウンドの廃止を検討します。</p>
グラウンド	高島ふれあい多目的運動公園運動場	当分の間は地域振興の観点から、引き続き配置しますが、大規模な修繕が必要となった場合は、公園機能の一つとして配置されているグラウンド及び庭球場の廃止も含めて検討します。
庭球場	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	
プール (屋外)	2 施設 市民小ヶ倉プール 市民網場プール	屋外プールの網場、小ヶ倉プールについては、利用者も減少し、老朽化が進み維持コストもかかるため、今後の利用状況等の推移を見ながら、大規模改修が必要な時点で廃止を検討します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	市民体育館	魚の町 5-1	1973	6,709.03
2	深堀体育館	深堀町5丁目 712	2001	948.40
3	諏訪体育館	上西山町 19-15	1997	1,201.77
4	野母崎体育館	野母町 858	1994	2,544.36
5	三和体育館	布巻町 88-7	1982	2,104.94
6	琴海南部体育館	琴海村松町 703-14	1995	2,362.40
7	三重体育館	三京町 708-1	2007	975.47

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
8	市民総合プール	松山町 2-2	1996	9,884.60
9	市民小ヶ倉プール	小ヶ倉町 2 丁目 350	1968	535.27
10	市民網場プール	界 2 丁目 1-3	1961	836.19
11	市民神の島プール	神ノ島町 3 丁目 526-33	2017	2,127.64
12	市民アーチェリー場	白鳥町 8-23	1973	89.82
13	東公園コミュニティ体育館	戸石町 194	1990	5,010.17
14	東公園コミュニティプール	戸石町 194	1994	3,204.92

※「9 市民小ヶ倉プール」及び「10 市民網場プール」の床面積は、屋外プールを含む。

2－ウ レクリエーション施設

レクリエーション（余暇活動）は、日常生活における心身の疲れを癒し、活力を養うことができる重要なものであり、今後もその重要性は変化することができないため、余暇活動を行える場を提供し、市民の豊かな生活を支援します。

余暇活動は、多種多様であり、レクリエーション施設は、その活動にあわせ、官民間わず設置されているところです。

民間のレクリエーション施設は、時代の流行に合わせて、利潤を生むものが設置されており、市として設置するレクリエーション施設は、市民の豊かな生活を支援するため、世代を問わず誰もが利用できる場を長期的に継続して提供する必要があります。

ただし、体育施設や公園等もレクリエーションを行う場となるため、専用施設として設置するものは、長崎市の豊かな自然環境を活用することで、市内外から多くの方を地域に呼び込むことができ、市全体や地域の活性化に資することができることを条件とします。

また、同様な機能を持つ施設との役割分担や機能の集約化、市民の満足度の把握による施設の充実を進めるとともに、民間での運営の可能性や維持管理費の軽減についても検討を行います。

1 海洋型施設

長崎市の貴重な資源である美しい海を活かして、家族等で安心して海水浴等ができる、市内外から多くの方を地域に呼び込み、市全体や地域の活性化に資することができる施設は存続することとしますが、それ以外の施設は用途廃止とします。

(1) 高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場

サンゴを観察できる希少な場所であり、海水浴場とキャンプ場が一体となった施設で、高島地区の地域活性化の役割を果たしており、今後も一定の利用が見込めることから現在の施設を維持します。

(2) 伊王島海水浴場交流施設

伊王島地区への交流人口の増加に資する施設であり、今後も一定の利用が見込めることから施設を存続していく必要がありますが、利用者にとってより魅力的な施設とするため、現在の海水浴場の機能を残し、誰もが利用できることを条件として、民間移譲を検討します。

(3) 飛島磯釣り公園

長崎市内唯一の釣り公園で、地域振興及び活性化を目的に開設されましたが、近年は、自然海岸や堤防での釣りの意向が高く、高島地区においても同様であることから、釣り公園の用途としての施設の必要性は低くなっていると考えられます。

今後の利用状況を踏まえ、レクリエーション施設としての釣り公園は用途廃止を含め検討します。

(4) 黒崎海岸有料シャワー施設

他のサーフスポットでは、サーファー自身で、簡易シャワーやポリタンクなどを

準備していることから、今後、改修などに多額の費用を投資する必要が生じた段階で、用途廃止とします。

(5) 野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）

「野母崎地区海岸活用計画」の第1ステップとして整備された施設で、夏季の桟敷に加え、喫茶を中心として年間を通して市民が自然と親しみながら憩う場であるとともに、地区の玄関口にあたる高浜地区にあって、野母崎地区全体、ひいては市南部地区の情報発信を担う施設です。将来においては、施設の運営状況を見ながら、桟敷と喫茶の機能分割や民間移譲など、運営方法の変更を含めて見直していくこととします。

2 広場施設

現状の利用状況から将来の利用の増加が一定見込める施設や、スポーツや地元のイベント等で地域の住民の方々に利用されており、今後も同様の利用の継続が見込まれる施設は、存続させることとしますが、それ以外は用途廃止とします。

(1) さくらの里

三京クリーンランド埋立処分場周辺の環境整備の一環として整備された経緯があり、管理については地元自治会が中心となって設立した団体に委託しています。

スポーツの場としての大芝生広場（ソフトボール及びサッカー等球技の開催が可能）及びテニスコート並びに桜の花見など、賑わいの場として一定の利用者がいることから、レクリエーション施設として維持します。

(2) 古賀地区市民センターグラウンド

子どもの遊びの場、サッカー、グラウンドゴルフ、地元のイベント等で地域の住民の方々に利用されており、今後も同様の利用の継続が見込まれることから、公園施設に位置付け活用を図ります。

(3) ゲートボール場

高齢者人口は増えますが、高齢者のレクリエーションは多岐にわたり、ゲートボール競技人口は年々減少していることから、「ゲートボール場」として限定せず、用途を廃止します。

(4) 伊王島ふれあい広場

伊王島地区的地域活性化や観光振興を図ることを目的としており、多目的グラウンド（芝生部分・砂利敷部分）及び駐車場で構成されています。

家族連れ等が楽しむ広場や島内を訪れる方々の駐車場、夏場の海水浴場利用者の臨時駐車場、スポーツ大会やイベントの会場等として利用を見込んでいますが、現状として、効果的な利用が図られていません。

近年、民間事業者による島内の開発・事業運営が進むなか、ふれあい広場の設置目的や、利用状況、地元の意向、将来的な活用予定等を踏まえたうえで、廃止及び民間移譲を検討することとします。

3 体験型施設

体験型施設は、土地そのものを主たる構成要素として、さまざまな貴重な体験ができるものであり、現状の利用状況から将来の利用の増加が見込める施設や機能は存続させることとしますが、それ以外は用途廃止とします。

(1) 体験の森

森林学習施設（森林体験館）、休養宿泊施設（ケビン）、キャンプ施設、運動広場等があり、市内中心部から車で30分程度で行くことができる施設です。

平成6年の開設から20年以上経過し老朽化が進んでいることから、森林体験学習施設などの自然を身近に体験できる幼児及び児童の教育的な施設については、今後も一定の利用が見込める事から存続させることとしますが、休養宿泊施設については建替えを行わず、用途廃止とします。

(2) いこいの里

あぐりの丘を含むいこいの里は、交流・体験・遊びを通して自然とふれあうことができる施設として、年間約30万人の市民に親しまれています。

あぐりの丘は、平成10年に、農業体験型施設として開園しましたが、近年は、遊具、動物ふれあいなどを目的に子どもやその家族などの来園者が増加しているなか、農業体験の体験者数は、減少傾向にあります。

また、あぐりの丘の来園者へのアンケートの結果からは、子どもの遊び場、特に屋内の遊び場の整備に対するニーズが高まってきています。

これらの現状を踏まえ、将来に向けて、あぐりの丘を取り巻く自然環境や資産などを活かしながら、子ども・子育てのための施設へと転換していく必要があると考えています。

今後、子ども・子育てのための施設としての管理運営を行うにあたり、民間の活力を効果的に活用し、魅力的な施設としていくために、その手法について、指定管理者制度の検討を行っていきます。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場	高島町 2709-5	1997	1,115.05
2	伊王島海水浴場交流施設	伊王島町1丁目 2129	2000	1,230.34
3	飛島磯釣り公園	高島町 1726	1997	828.00
4	黒崎海岸有料シャワー施設	下黒崎町 1455-1	2004	30.00
5	野母崎高浜海岸交流施設	高浜町 3963-3	2014	891.87
6	さくらの里	三京町及びさくらの里 2丁目	1990	80,000.00 (敷地面積)
7	古賀地区市民センターグラウンド	古賀町 948-1	—	2383.09 (敷地面積)
8	伊王島ゲートボール場	伊王島町2丁目 846-6	—	720.33 (敷地面積)
9	西出津ゲートボール場	西出津町 2505-3	1998	988.16

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
10	藤田尾運動場（ゲートボール場）	藤田尾町 64	—	1,773.00 (敷地面積)
11	伊王島ふれあい広場	伊王島町 1 丁目 3275-22	—	38,521.25 (敷地面積)
12	体験の森	茂木町 1010-1	1994	1,225.03
13	いこいの里	四杖町 2671-1	1998	6,865.44

3-イ 養護老人ホーム

高島地区においては、現在、介護サービス事業所はデイサービスしかないため、島外から訪問介護や訪問看護の事業者が船を利用して来ており、重度の要介護者は島外の介護施設等を利用している状況です。人口減少や高齢化が進むなかで、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを確保する必要があります。

養護老人ホーム高砂園は、65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難な方が入所する施設であり、高島地区において必要とされる介護サービスを提供できないことや、入所率が市内の他の施設の入所率（92.0%）と比較して30%と著しく低く、更に今後も増加が見込まれず、また、エレベーターがなくバリアフリーにも対応していないことから、廃止することとします。

なお、高島地区においては、高齢者の多様な介護ニーズに対応するため、一つの事業所で通い、訪問、泊まりの3つのサービスを一体的に提供する小規模多機能型居宅介護の整備を進めることとします。

※入所率は、2018年12月1日現在

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	高砂園	高島町 2706-34	1989	1,504.69

4-ア 学 校

学校は、児童生徒が確かな学力を身に付け、集団の中で社会性を育んでいく役割を担っています。また、学校行事や部活動などを通して人間性、協調性を育む場でもあります。

変化の激しい時代の流れのなかで、子どもたちの自ら学び、自ら考える力を育てる教育を学校が行うために、より良い教育環境を提供することは重要なことです。子どもたちは集団生活の中で学習することによって、知的にも社会的にも成長するため、一定の学校規模を確保する必要があります。

長崎市の中学校の児童生徒数は、昭和30年代のピーク時と比較し、約7割減少していますが、その一方で、学校の数は大きく変わっておらず、多くの学校で小規模化が進んでいます。

このような中、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができるような学校規模を確保するため、「望ましい学校規模」として、小学校にあっては、人間関係の固定化を防ぎ、集団の中で多様な考え方ふれ、切磋琢磨できるよう、クラス替えができる12から18学級としています。

中学校では、これらに加え、全教科に教員配置ができることや、部活動の十分な選択ができることなどの理由により、9から18学級とし、小中学校の規模の適正化と適正配置に取り組みます。

また、児童生徒の通学については、原則徒歩通学としますが、バス等の交通機関の利用を認める場合は小学校においては通学距離2km以上、中学校においては3km以上の際に通学費の一定額を補助しており（小学校で4km以上、中学校で6km以上の場合は全額補助）、自宅から学校までバス等の交通機関の利用を含め概ね1時間以内の範囲で適正配置を行います。

ただし、島部など地理的な要因等により統廃合が困難な小規模校については、周辺校との交流授業やテレビ会議システムなどICT（情報通信技術）の活用を行います。

なお、適正配置の実施にあたっては、まずは児童生徒数が少なく二つの学年が一つのクラスで学ぶ、複式学級の早期解消と、学校施設の老朽化を考慮した統廃合について優先的に検討することとしています。

以上の考え方を踏まえ、平成29年4月に作成した「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」に基づき、学校の統廃合が行なわれた場合は、2040年の配置数として小学校68校が49校に、中学校は39校が26校になることを想定しています。

《対象施設》

2018年12月1日現在

1 小学校

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	戸石小学校	戸石町 1281	1971	5,264
2	古賀小学校	松原町 2462	1966	4,733
3	矢上小学校	矢上町 12-12	1969	7,089
4	日見小学校	界2丁目 14-1	1966	5,379
5	伊良林小学校	伊良林1丁目 10-1	2019竣工予定	7,402
6	諏訪小学校	諏訪町 7-13	1999	6,944

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
7	上長崎小学校	下西山町 9-1	1966	5,717
8	桜町小学校	勝山町 30-1	2003	7,672
9	西坂小学校	御船藏町 6-53	1953	3,653
10	小島小学校	愛宕 1 丁目 4-16	1930	6,693
11	愛宕小学校	白木町 17-1	1968	5,309
12	日吉小学校	飯香浦町 3478	1974	1,642
13	茂木小学校	茂木町 283-2	1973	4,361
14	南小学校	千々町 513	1973	1,546
15	仁田佐古小学校	西小島 2 丁目 6-15	1952	5,158
16	大浦小学校	上田町 13-1	2009	7,723
17	戸町小学校	戸町 2 丁目 9-1	1955	6,716
18	小ヶ倉小学校	小ヶ倉町 1 丁目 408	1957	3,949
19	土井首小学校	柳田町 194	1954	6,475
20	深堀小学校	深堀町 5 丁目 148	1967	5,703
21	式見小学校	式見町 678	1973	3,690
22	手熊小学校	手熊町 1382-1	1963	2,439
23	福田小学校	福田本町 1493-1	1964	5,625
24	小榊小学校	みなと坂 1-35-6	2016	7,968
25	飽浦小学校	飽の浦町 17-1	1994	4,767
26	朝日小学校	平戸小屋町 10-1	1954	4,411
27	稻佐小学校	稻佐町 11-1	1975	5,818
28	城山小学校	城山町 23-1	1966	5,908
29	西城山小学校	金堀町 23-1	1957	6,389
30	西町小学校	西町 2-1	1956	7,263
31	西北小学校	西北町 13-1	1960	5,475
32	滑石小学校	滑石 2 丁目 20-5	1973	4,837
33	大園小学校	滑石 6 丁目 1-59	1967	6,360
34	西浦上小学校	大手 1 丁目 14-3	1954	7,483
35	川平小学校	川平町 108	1986	3,198
36	高尾小学校	高尾町 7-49	1958	7,170
37	山里小学校	橋口町 20-56	1988	7,629
38	坂本小学校	坂本 3 丁目 3-1	1956	5,481
39	錢座小学校	錢座町 1-16	1967	4,406
40	三原小学校	三原 2 丁目 16-45	1970	4,982
41	北陽小学校	滑石 4 丁目 4-8	1970	5,549
42	三重小学校	三重町 1125	1969	3,026

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
4 3	畠刈小学校	京泊 1 丁目 3-1	1988	7, 261
4 4	女の都小学校	女の都 4 丁目 7-1	1976	4, 524
4 5	横尾小学校	横尾 2 丁目 16-1	1977	6, 290
4 6	小江原小学校	小江原 2 丁目 33-1	1977	5, 101
4 7	虹が丘小学校	虹が丘町 2432	1979	4, 681
4 8	西山台小学校	西山台 1 丁目 4-1	1979	4, 043
4 9	南陽小学校	竿浦町 1062	1979	5, 269
5 0	橘小学校	かき道 5 丁目 2-16	1987	8, 331
5 1	南長崎小学校	ダイヤランド 4 丁目 5-1	1988	6, 393
5 2	鳴見台小学校	鳴見台 2 丁目 1-8	1990	5, 841
5 3	桜が丘小学校	小江原 3 丁目 19-1	1990	6, 762
5 4	香焼小学校	香焼町 493	1973	4, 646
5 5	伊王島小学校	伊王島町 1 丁目甲 3273	1960	3, 619
5 6	高島小学校	高島町 1947-2	1961	1, 659
5 7	野母崎小学校	野母町 1	2013	3, 676
5 8	外海黒崎小学校	下黒崎町 1428	1973	2, 739
5 9	神浦小学校	神浦向町 103	1973	2, 776
6 0	池島小学校	池島町 1522	1959	5, 593
6 1	蚊焼小学校	蚊焼町 1778	1972	3, 222
6 2	為石小学校	為石町 2119	1966	2, 957
6 3	晴海台小学校	晴海台町 1-7	1987	3, 986
6 4	川原小学校	宮崎町 127	1970	2, 417
6 5	形上小学校	琴海形上町 1826-2	1982	2, 938
6 6	長浦小学校	長浦町 2751-4	1986	3, 293
6 7	村松小学校	琴海村松町 701-8	1977	5, 785
6 8	高城台小学校	高城台 1 丁目 22-1	2008	7, 585

2 中学校

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	東長崎中学校	矢上町 8-6	2014	10, 736
2	日見中学校	界 2 丁目 15-1	1960	4, 980
3	桜馬場中学校	桜馬場 2 丁目 2-1	1953	8, 459
4	片淵中学校	片淵 3 丁目 22-22	2003	7, 071
5	長崎中学校	立山 1 丁目 9-1	1970	5, 122
6	小島中学校	上小島 4 丁目 18-1	1961	7, 448
7	日吉中学校	飯香浦町 3478	1974	1, 790

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
8	茂木中学校	北浦町 2018-24	1970	4,638
9	南中学校	千々町 513	1973	1,701
10	大浦中学校	高丘 2 丁目 6-1	1960	6,395
11	梅香崎中学校	大浦町 5-26	1957	7,617
12	戸町中学校	新戸町 2 丁目 1-36	1960	5,851
13	土井首中学校	江川町 1	1969	7,358
14	深堀中学校	深堀町 1 丁目 604	1972	5,913
15	式見中学校	四杖町 1245	1967	3,699
16	福田中学校	福田本町 1430-1	1975	4,885
17	西泊中学校	西泊町 13-1	1972	4,028
18	丸尾中学校	大鳥町 16-1	1968	6,102
19	淵中学校	梁川町 21-5	1984	7,127
20	緑が丘中学校	緑が丘町 10-1	1961	8,738
21	岩屋中学校	岩屋町 37-1	1961	7,045
22	西浦上中学校	文教町 4-10	1951	7,793
23	山里中学校	高尾町 4-20	1960	8,076
24	江平中学校	江平 3 丁目 10-1	1961	6,183
25	滑石中学校	大園町 2-1	1969	6,448
26	三重中学校	三京町 811-5	1983	7,978
27	横尾中学校	横尾 5 丁目 3-1	1980	6,547
28	小江原中学校	柿泊町 2316	1983	5,373
29	橘中学校	かき道 4 丁目 1-1	1987	8,522
30	三川中学校	三川町 1018-1	1989	7,061
31	小ヶ倉中学校	ダイヤランド 1 丁目 40-1	1990	7,277
32	香焼中学校	香焼町 563-10	1963	5,292
33	伊王島中学校	伊王島町 1 丁目甲 3273	1964	2,492
34	高島中学校	高島町 1947-2	1961	4,297
35	野母崎中学校	野母町 1	2013	3,650
36	黒崎中学校	東出津町 340	1970	3,607
37	池島中学校	池島町 1522	1959	4,538
38	三和中学校	為石町 2600	1961	5,867
39	琴海中学校	琴海戸根町 1058-2	1965	5,550

3 高等学校

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	長崎商業高等学校	泉町 1125	1985	15,435

4-イ 保育所・幼稚園

就労などの理由により、保護者に代わって保育を行う「保育サービス」及び、幼児期における教育を行う「幼児教育サービス」は、人口減少や社会情勢の変化にあっても、安心して子どもを生み育て、地域や社会に見守られながら、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるうえでは必要です。

「官から民へ」の流れの中で、行政が果たすべき役割を見極め、民間に事業を委ねることが可能なものについては民間活力を活用しますが、行政においては、「公的幼児教育・保育の確保」(セーフティネット機能)という役割を担う必要があることや、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ市立の認定こども園が必要です。

配置については、全市的なエリアを対象として、交通の利便性を勘案し、市内中心部に1か所配置します。

また、高島地区においては、民間での幼児教育と保育の機能確保が困難であるため、保育需要を見極めながら、島内に1か所の市立認定こども園を配置します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	中央保育所	諏訪町 9-22	1972	827.52
2	伊良林保育所	中川1丁目 11-7	1985	742.35
3	緑ヶ丘保育所	館内町 5-24	1974	665.28
4	仁田保育所	稻田町 12-22	1973	462.88
5	大手保育所	大手1丁目 2-5	1993	650.82
6	認定こども園 長崎幼稚園	魚の町 1-16	1966	758.00
7	高島幼稚園	高島町 2709-11	1975	633.00

4-エ 放課後児童クラブ

子どもたちの放課後等における安全・安心な居場所の確保を図るために、小学校区ごとに放課後児童クラブを設置します。

児童数は、ほとんどの小学校において減少が見込まれるもの、保護者が安心して働くよう、子どもたちの放課後等において、適切な遊びや生活ができる場所を提供する必要があるため、基本的には、小学校区ごとに利用見込みに応じた放課後児童クラブを配置することとしています。

放課後児童クラブの子どもの集団の規模は、放課後児童クラブ運営指針に基づき、子どもが相互に関係性を構築し、1つの集団としてまとまりをもって共に生活し、放課後児童支援員が個々の子どもと信頼関係を築くことができる規模として、概ね40人以下とします。

放課後児童クラブの配置については、学校の統廃合と併せて、事業者に対し放課後児童クラブの運営の統合を働きかけていくとともに、1つの事業者が複数の放課後児童クラブの運営を行うよう、調整を図ります。

また、学校の統廃合にかかわらず規模が小さい放課後児童クラブが生じる場合は、子どもたちの環境面や、クラブの運営面における影響を考慮し、特に利用児童数が10人以下の小規模の放課後児童クラブについては、適正な規模となるよう統合を図っていきます。

その際、放課後児童クラブが未設置校区となる児童については、既存の送迎支援に係る補助制度の利用を図りながら、安全面の確保を行っていきます。

新たな施設整備や施設の更新が必要となる場合は、事業者による施設整備を支援することで、子どもたちの放課後等における居場所の確保を図ります。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	上長崎小学校区放課後児童クラブ (SAKURA・LA・HOUSE)	下西山町9-1	2011	129.30
2	西坂小学校区放課後児童クラブ（西坂クラブ）	御船蔵町6-53	1977	64.80
3	伊良林小学校区放課後児童クラブ（ゆうかり児童クラブ）	伊良林1丁目10-1	1951	251.77
4	愛宕小学校区放課後児童クラブ（元気っ子クラブ）	白木町17-1	2008	230.55
5	大浦小学校区放課後児童クラブ（ゆうゆうクラブ）	上田町13-1	2009	100.50
6	仁田小学校区放課後児童クラブ（さくらんぼクラブ）	西小島2丁目6-15	1952	68.48
7	矢上小学校区放課後児童クラブ（やがみクラブ）	矢上町12-12	2003	102.43
8	古賀小学校区放課後児童クラブ（古賀キッズクラブ）	古賀町948-1	1994	283.35
9	戸石小学校区放課後児童クラブ（戸石いちごクラブ）	戸石町1281	2016	152.58
10	橘小学校区放課後児童クラブ（たちばなクラブ）	かき道5丁目2-16	2007	148.82

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1 1	日見小学校区放課後児童クラブ（とんねるクラブ）	宿町 613-2	2009	149. 10
1 2	日見小学校区放課後児童クラブ（とんねるキッズ）	宿町 613-2	2013	101. 24
1 3	高城台小学校区放課後児童クラブ（高城台クラブ）	高城台 1 丁目 22-1	2008	147. 70
1 4	稻佐小学校区放課後児童クラブ（いなさっこクラブ）	稻佐町 11-1	1975	122. 40
1 5	城山小学校区放課後児童クラブ（城山学童クラブ）	城山町 23-1	1966	129. 60
1 6	飽の浦小学校区放課後児童クラブ（なかよしハウス）	飽の浦町 17-1	1994	122. 00
1 7	朝日小学校区放課後児童クラブ（あさひっこクラブ）	平戸小屋町 10-1	1954	111. 54
1 8	小榎小学校区放課後児童クラブ（小榎児童クラブ）	みなと坂 1-35-6	2016	337. 00
1 9	福田小学校区放課後児童クラブ（海の子クラブ：マリンキッズ）	福田本町 1430-1	1996	58. 30
2 0	福田小学校区放課後児童クラブ（海の子クラブ：海の子クラブ）	福田本町 1493-1	2005	147. 70
2 1	福田小学校区放課後児童クラブ（海の子クラブ：福田キッズ）	福田本町 1493-1	2012	117. 60
2 2	手熊小学校区放課後児童クラブ（手熊学童クラブ）	手熊町 1291-1	1975	67. 00
2 3	小江原小学校区放課後児童クラブ（つくしんぼクラブ）	小江原 2 丁目 33-1	1977	246. 20
2 4	桜ヶ丘小学校区放課後児童クラブ（さくらっ子ハウス）	小江原 3 丁目 19-1	1993	121. 68
2 5	神浦小学校区放課後児童クラブ（にじっこクラブ）	神浦向町 103-1	1970	78. 97
2 6	村松小学校区放課後児童クラブ（こすもすクラブ）	琴海村松町 701-8	1977	170. 30
2 7	形上小学校区放課後児童クラブ（たんぽぽクラブ）	琴海形上町 1836-5	1998	68. 00
2 8	茂木小学校区放課後児童クラブ（わかなキッズクラブ）	茂木町 283	1973	98. 21
2 9	戸町小学校区放課後児童クラブ（たけのこクラブ1、2組）	戸町 2 丁目 9-1	2001	131. 49
3 0	戸町小学校区放課後児童クラブ（たけのこクラブ3、4組）	戸町 2 丁目 9-1	2011	149. 10
3 1	戸町小学校区放課後児童クラブ（とまちクラブ）	戸町 2 丁目 9-1	1977	64. 80
3 2	小ヶ倉小学校区放課後児童クラブ（おれんじキッズ）	小ヶ倉町 2 丁目 700-5	2003	100. 91
3 3	南長崎小学校区放課後児童クラブ（ほしのこらんど）	ダイヤランド 4 丁目 5-1	2003	121. 70
3 4	南陽小学校区放課後児童クラブ（菜の花学童クラブ）	竿浦町 913	1979	347. 86

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
3 5	深堀小学校区放課後児童クラブ（ちびっ子ハウス）	深堀町 5 丁目 148	1967	129. 60
3 6	香焼小学校区放課後児童クラブ（香焼学童クラブきらりキッズ）	香焼町 563-1	1975	114. 10
3 7	蚊焼小学校区放課後児童クラブ（三和学童クラブガリバー）	蚊焼町 1778	1972	64. 80
3 8	為石小学校区放課後児童クラブ（為石児童クラブ）	為石町 2119	1984	91. 45
3 9	晴海台小学校区放課後児童クラブ（三和学童クラブ晴海台）	晴海台町 1-7	1987	97. 40
4 0	小中一貫青潮学園野母崎小学校区放課後児童クラブ（野母崎児童クラブ）	野母町 1	2013	98. 44
4 1	西浦上小学校区放課後児童クラブ（ひばりクラブ）	大手 1 丁目 14-3	2012	107. 64
4 2	西浦上小学校区放課後児童クラブ（ひばりキッズ）	大手 1 丁目 14-3	1954	121. 50
4 3	女の都小学校区放課後児童クラブ（ピノキオクラブ）	女の都 4 丁目 7-1	2013	97. 15
4 4	三原小学校区放課後児童クラブ（みはらクラブ）	三原 2 丁目 16-45	1970	183. 60
4 5	西山台小学校区放課後児童クラブ（たんぽぽクラブ）	西山台 1 丁目 4-1	2009	145. 70
4 6	高尾小学校区放課後児童クラブ（わくわくたかお）	高尾町 7-49	2010	69. 44
4 7	高尾小学校区放課後児童クラブ（キラキラたかお）	高尾町 7-49	1967	92. 07
4 8	山里小学校区放課後児童クラブ（やまざとクラブ）	橋口町 20-56	2008	80. 72
4 9	山里小学校区放課後児童クラブ（やまざとキッズハウス）	橋口町 20-56	2008	80. 72
5 0	坂本小学校区放課後児童クラブ（おおくす児童クラブ）	坂本 3 丁目 3-1	1956	140. 21
5 1	西城山小学校区放課後児童クラブ（若草学童クラブ）	若草町 9-3	1963	105. 60
5 2	西町小学校区放課後児童クラブ（西町どんぐりいズ）	西町 2-1	1969	126. 00
5 3	西北小学校区放課後児童クラブ（にしきたキッズ・にしきたスマイル）	西北町 29-21	2014	167. 52
5 4	西北小学校区放課後児童クラブ（にしきたフレンズ）	西北町 13-1	1964	68. 21
5 5	虹が丘小学校区放課後児童クラブ（くれよんクラブ）	虹が丘町 2432	1979	85. 50
5 6	滑石小学校区放課後児童クラブ（なめしクラブ）	滑石 2 丁目 20-5	1973	64. 8
5 7	大園小学校区放課後児童クラブ（ひまわりキッズA）	滑石 6 丁目 1-59	2011	147. 80
5 8	大園小学校区放課後児童クラブ（ひまわりキッズB）	滑石 6 丁目 1-59	1967	64. 80

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
5 9	北陽小学校区放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）	滑石 4 丁目 4-8	1974	252.00
6 0	横尾小学校区放課後児童クラブ（あじさいクラブ）	横尾 2 丁目 16-1	1982	171.00
6 1	鳴見台小学校区放課後児童クラブ（おひさまクラブ）	鳴見台 2 丁目 1-8	2012	121.46

4-オ 学校給食施設

将来にわたって安全で安心なおいしい給食を、安定的に提供できるよう新たに学校給食センターを建設し、バリエーションに富んだ献立の提供、代替食等アレルギー対応の充実、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たい状態で提供する適温給食をすべての児童生徒に提供することを目指し、学校給食の充実を図ります。

長崎市の学校給食は、小学校において直営・自校方式で始まり、中学校給食は小学校との親子方式、保温食缶配達方式等で実施してきました。また、学校給食の提供についての効率化を図るため、公設民営による民間委託を進めてきました。

学校給食の現状は、調理器具の設置の有無により献立内容に学校間の違いがあること、現行の給食室に食物アレルギーへの対応が可能な専用室を設けることが困難であること、また、多くの給食施設が学校給食衛生管理基準に定められたドライシステムではなく、老朽化に伴う改築や設備の更新が必要となっています。

さらに、1つの学校で2校分の給食を調理する親子方式を行う場合は、建築基準法上「工場」とみなされるため、防火シャッター等を設ける改築に加え、調理スペースや食器食缶の保管スペース確保のため、増築や大規模改修が必要となります。既存の学校の給食室に新たに設置することは困難です。

そこで、アレルギー専用室を整備することにより食物アレルギー対応の充実が図れること、学校間で献立内容の違いをなくし、適切な衛生管理が図れることなどから、学校給食センターを建設することにより、学校給食の充実を図ります。

既存の学校給食施設を集約化し、あわせて民間委託による運営を行うことで、今後の経費削減など、業務の効率化を図ります。

また、学校給食は食育の生きた教材としての活用が期待されているため、学校給食センターには学習、食育機能の役割を果たす施設として、見学機能、食の学び、食の教育研修など食の学習の拠点となっていくことが求められます。

学校給食衛生管理基準に「調理後2時間以内の喫食」との規定があることから、配達時間をおおよそ40分以内とし、幹線道路へのアクセスの利便性を勘案したうえで、市内に3か所（北部・西部地区、南部地区、東部地区）の学校給食センターの建設を行います。

なお、食数が3か所で賄えない間は、三和学校給食共同調理場の活用を図ることとします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	香焼学校給食共同調理場	香焼町493	1974	325.65
2	伊王島学校給食共同調理場	伊王島町1丁目甲3273	1998	242.10
3	神浦・黒崎学校給食共同調理場	神浦向町103	1969	222.00
4	池島学校給食共同調理場	池島町1522	1962	292.00
5	三和学校給食共同調理場	為石町2749-2	1996	764.91

5－ア 母子生活支援施設

経済的困窮や住居問題を持つ家庭への訪問等による助言指導だけでは、十分な支援ができない養育に不安を抱える母子が入所し、安全安心な環境の下で保護するとともに、生活実態を見るなかで、自立して社会生活に適応できるよう支援を行うため、母子生活支援施設を設置しています。

また、近年、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）や児童虐待の被害を受けた母子の避難場所ともなっており、今後も、さまざまな母子の状況が想定されるため、養育に不安を抱える母子を保護し、自立に向けて支援していきます。

施設の利用者数は、現状では減少傾向にありますが、養護相談が増加傾向にあり、こども総合相談件数の中で養護相談に占める割合は年々増加しています。養護相談から入所につながったり、婦人相談所等を退所した後の支援先としても利用される施設であるため、全市的な施設として市内1か所の配置を維持します。

配置場所は、保育所や小学校から近い利便性を勘案し検討します。

なお、潜在する保護を必要とする母子世帯については、今後更に相談窓口の周知を行うことで、支援につなげることとします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	白菊寮	—	1993	841.71

※施設の性質上、住所は記載しておりません。

5－イ 子育て関連施設

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の状況が変化してきたことにより、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加しています。また、今後的人口減少により、更に状況が変化することが予想されますが、安心して子どもを生み育てることができ、地域や社会に見守られながら子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育て支援機能を充実します。

1 子育て支援センター

子育ての不安感・負担感を軽減することを目的として、地域で保護者が気軽に相談、情報提供、交流ができる機能を持った子育て支援センターを設置します。当面の目標として、子ども・子育て支援事業計画（計画期間：2015年度から2019年度まで）に基づき、市内を16区域に区分し、利便性を勘案して、各1か所は配置します。

なお、子ども・子育て支援事業計画の計画期間は2019年度までですが、実際の利用実績等に大幅な差異が生じた場合は、事業計画の見直しに合わせて見直すこととします。

設置にあたっては、市の既存施設の活用に加え、民間施設も活用します。

また、発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを育てる保護者の負担軽減を図るため、気軽に交流や相談等ができる発達障害支援に特化した子育て支援センターを設置します。

2 (仮称) こどもセンター

子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども自身の育ちと子どもを育む親の育ちを支援する施設として、「(仮称) こどもセンター」をまちなかに配置することを検討します。必要な機能については、中核的な子育て支援センターとしての機能も含めて、今後検討していきます。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	西浦上地区子育て支援センター「ぴよぴよ」	中園町3-5	1981	204.05
2	緑が丘地区子育て支援センター「ピクニック」	若草町9-5	1963	166.53
3	梅香崎地区子育て支援センター「ひなたぼっこ」	大浦町7-2	1981	209.54
4	三和地区子育て支援センター「ぴっぴ」	布巻町111-1	1994	129.00
5	東長崎地区子育て支援センター「きずな」	矢上町19-1	2011	145.99
6	土井首地区子育て支援センター「みなみ」	竿浦町913	1979	133.74
7	上長崎地区子育て支援センター「もりのクレヨン」	片淵1丁目13-13	2013	100.50

6－ア 障害者支援施設

少子高齢化及び人口減少が進むなかにおいても、障害児・者への支援の必要性は高いため、機能訓練、スポーツ・レクリエーション、文化・教養等の講座の実施など、障害者への福祉の増進を図ります。

障害者への福祉の増進を図るためにには、障害者の生きがいを高めるとともに、社会参加・地域交流の促進や、相談、療育、スポーツ・レクリエーション等の各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供する拠点が必要です。

障害福祉センターは、在宅障害者福祉の拠点的施設として建設され、以後、相談、療育、スポーツ・レクリエーション等の各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供することにより、障害者の生きがいを高めるとともに、社会参加・地域交流の促進を図ってきました。

また、障害者自立支援法（平成25年度からは障害者総合支援法）の施行により、国や地方において、障害者を地域で支える仕組みが強化されるなか、障害児・者支援の中心的役割を担う障害福祉センターのニーズは高まっており、障害者数も依然として増加傾向にあるなかで、現在の機能は将来にわたって維持していく必要があります。

障害福祉センターは、障害者の活動の場を確保し障害者を支援するための中心的な施設であり、専門的な機能が必要になることから、市内1か所の配置を維持し、交通アクセスを考慮した現在地に設置します。

なお、近年増加している発達障害児に対する支援にあたっては、子どもへの対応や訓練の方法が大人とは異なること、本人だけでなく保護者に対する指導やケアのほか、情報交流の場を確保することも重要です。そのため、センターを置く施設内において、発達障害児の療育機能を他の障害福祉サービス等に係る機能と分けることにより、発達障害に関する専門的な診察や訓練、相談等をより効果的に実施します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	障害福祉センター	茂里町2-41	1991	11,785.07

7-ア 保健施設

医療の空白時間帯である夜間、年末年始の診療サービス及び離島やへき地など、民間による医療が不足している地域の診療サービスを行い、市民の健康を維持します。

また被爆者が安心して生活できるよう被爆者の健康診断は継続して実施します。

1 夜間急患センター

医療の空白時間帯である夜間及び年末年始に、軽症患者の救急医療を行う市内唯一の診療所であり、限られた医師（特に小児科医）で、初期から三次までの救急医療体制を確保するためには、これまで以上にすみ分けが必要です。初期救急を担う夜間急患センターの必要性は引き続き高く、患者数の見込みや医師の状況等を踏まえると、機能を維持する必要があり、交通アクセスを考慮し、市内中心部に1か所の配置とします。

●受診者の状況

- ・人口減少に伴い、現在1日40人程度の患者が30人程度に減少すると見込まれます。
- ・小児科については、人口減にもかかわらず受診者は微増しています。

●医師の状況

- ・医師、特に小児科開業医の減少、高齢化が進んでいます。
- ・輪番制病院等救急病院にも小児科は4か所しかなく、将来も増加は見込めません。

2 診療所（伊王島、高島、野母崎、池島、小口）

離島やへき地などの医療が不足している地域の診療サービスを行います。民間による代替も採算面から困難であるため、現行どおり、各1か所の配置とし、5か所とも配置しますが、他の施設との複合化や、患者数などの状況に応じて診療日数・運営方式の効率化を図っていきます。

●受診者の状況

- ・人口予測から見ると、人口減少に伴い、患者数は減少し、半減する可能性が高いと考えます。

●医師の状況

- ・医師の人材確保が課題です。

3 原子爆弾被爆者健康管理センター

被爆者の平均年齢が80歳を超えた現状からは、今後、中央部にある健康管理センターの利用は大幅に減少することが予想されます。

被爆者健康診断は、当該施設のみならず、公営及び民営の医療機関でも実施することができるため、健康管理センターは廃止とします。

〈廃止の時期〉

今後、当該施設の利用者が大幅に減少することが予想されることから、今後の見通しを精査し、廃止に向けた時期を検討するとともに、廃止に向けて、当該施設を縮小していくことについても検討します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	夜間急患センター	栄町 2-22	2001	509.68
2	伊王島国民健康保険診療所	伊王島町 2 丁目 846-6	1987	250.25
3	高島国民健康保険診療所	高島町 1727-1	1980	922.18
4	野母崎診療所	野母町 2283-7	2002	5,218.76
5	池島診療所	池島町 1132-8	1971	155.04
6	小口診療所	琴海尾戸町 400-2	1999	36.12
7	原子爆弾被爆者健康管理センター	茂里町 2-41	1991	3,821.89

7-1 健康増進・入浴施設

市民の健康増進及び公衆衛生の向上を図るために、風呂がない住宅が多く、民間参入が見込めない離島地区については、引き続き入浴サービスを提供することとしますが、利用者数の減少に伴い、必要な施設規模へ縮小し、高島・池島の離島地区に既存施設をそれぞれに1か所存続します。

なお、離島以外の地域にあっては、公衆浴場としては、民間での提供が可能であるため、民間移譲を検討します。

1 高島地区

島内唯一の施設である高島いやしの湯を現在地に存続します。将来的には、当該施設については、人口・世帯数の減少及びそれに対応する市営住宅の風呂の整備率の状況をみて、当該施設の存廃について判断します。

2 外海（池島）地区

池島の東浴場については、他施設（池島中央会館）の利用促進や港浴場へのコミュニティバスの利便性向上の検討を進めることにより廃止します。

また、港浴場については、人口・世帯数の減少状況等をみて、島内に所在する他の公共施設と併せて、当該施設の存廃について判断していく必要があります。

3 三和地区

離島以外の地域にあっては、公衆浴場としての機能は必須ではなく、健康増進としての機能は民間でも提供可能であることから、民間移譲を検討します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	いやしの湯	高島町 2706-19	2002	1,095.68
2	港浴場	池島町 154	1964	212.60
3	東浴場	池島町 1240-5	1970	395.90
4	健康づくりセンター	布巻町 67-1	2002	2,405.09

7-ウ 火葬場

高齢者人口が増加しているなかで、火葬件数の増加に十分対応するとともに、故人との最後の別れの場に相応しい施設として、今後も市民のニーズに応えていきます。

火葬場は、衛生的な市民生活の維持に必要不可欠な施設です。

国の通知において、火葬場、墓地等の経営主体は、原則地方公共団体とされており、行政が関与する必要性が高いものです。

火葬件数は 2038 年頃をピークに増加し、以後緩やかに減少するものと考えられます。火葬件数の増加と火葬場の混雑防止のため、平成 28 年度から予約制を導入しており、現在の火葬場の施設規模（火葬炉数）で、当分の間、火葬件数の需要を賄うことができるところから、現在の市内 1 か所の配置を維持します。

将来の建替えにあたっては、現地建替えも選択肢の一つとして、建替え予定地の地元住民の意向を十分に尊重するとともに、施設の規模や緑化などの環境整備、住宅地からの距離に配慮して建替え場所を検討します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	もみじ谷葬斎場	淵町 26-6	1978	1,318.39

7-エ 墓地等

1 墓地

墓地は市民生活にとって必要なものですが、現在、墓地管理業務を行う中で、全市的数が不足しているとは認められず、また、長崎市の人ロ減少が予測されるなかで、民間経営によるものを含め、全市的な新たな墓地需要は減少することが予測されます。

市有墓地については、将来にわたり安定的な運営が見込まれ、安心して利用できることから、今後も一定のニーズが見込まれ、現在の市有墓地は、概ね利用しやすい立地条件にあることから、市有墓地7か所は、現在地に同規模を維持します。

2 無縁遺骨安置所

無縁遺骨安置所は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により行旅死亡人（住所、居所若しくは氏名知れず引取者なき死亡人）は、市町村長が埋葬又は火葬を行わなければなりません。また、墓地、埋葬等に関する法律により、埋葬又は火葬を行う者がいない者の死体は、市町村長が埋葬又は火葬を行うこととなっており、無縁遺骨安置所が必要です。

また、近年は事情により遺族が引き取らない遺骨が増えているため、保管スペースを確保するための工夫を行いながら、現在地1か所の配置とします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	無縁遺骨安置所	滑石4丁目1352-20	1995	38.40
2	大浦国際墓地	川上町	1861	-
3	坂本国際墓地	目覚町及び坂本1丁目	1888	-
4	浦上墓地	上銭座町	明治時代	-
5	昭和墓地	花丘町	明治時代	-
6	家野墓地	家野町	明治時代	-
7	住吉墓地	泉1丁目及び泉2丁目	明治時代	-
8	香焼中央墓地	香焼町	1986	-

8－ア 流通拠点施設

地理上、西の端に位置する長崎市において、市民の食生活に必要不可欠な青果物を全国から集荷し、適正な価格で安定供給するためには、施設の整備・維持等において行政の関与が必要です。

地域に密着したスーパーマーケットや小売店等は、人口減少や大型量販店の台頭により減少しているものの、依然として地域の食生活を支える重要な役割を担っています。これら小売店等が過度の負担なく充実した品揃えを行うためには、卸売市場が引き続きその機能を維持していく必要があります。

また今後、食生活や流通構造の変化に伴い卸売市場に求められる役割も変わってくることも考えられるため、その時々の状況に対応していくとともに、市場内事業者が経営体力を増強できるよう、新たな取引形態に対応できる柔軟性を持つ必要があります。

そこで、市場内事業者が新たな取引先や取引形態の開拓等により取扱量の拡大を図ることができるよう、公正な取引を維持しつつ、取引における規制の緩和（※）等、自由度の高い環境を整えていくこととします。

施設については、今後の取引量に見合う規模とし、配置場所は、現在地が市内中心部からそう遠くなく、また長崎自動車道のインターに近いことから、諫早市、大村市等からのアクセスを勘案し、配送業者や売買参加者にとって利便性の高い現地のままとします。

※取引ルールの規制緩和について

これまで卸売市場法により、卸売業者が市場内の仲卸業者や売買参加者以外へ販売すること（第三者販売）や仲卸業者が卸売業者以外から買い入れること（直荷引き）、また、市場外での取引などが禁止されていましたが、2018年6月の卸売市場法の改正（2020年6月施行）により、これらの取引に係る規制が緩和され、取引ルールは市場ごとに定めることとされました。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	中央卸売市場	田中町 279-4	1975	36,258.28

8－イ 商業振興施設

1 市設小売市場

民間の流通機能の発達により、公設小売市場の必要性は低くなっているため、食料品等の生活必需品の安定供給機能の確保を前提に、市設置の小売市場は廃止します。

ただし、民間店舗の少ない離島地区については、食料品等の生活必需品の安定供給機能を確保する必要があります。

そこで、市設高島市場は、公設小売市場廃止後の施設について、普通財産の売却や貸付による個店の営業継続も検討します。

市設池島総合食料品小売センターは、島内の他の公共施設の集約化の動向に合わせた機能移転や、地域の実情に応じた流通事業者等と連携した商業機能維持支援策により、機能の代替を図ります。

2 農水産物直売所

2040年に向けて、農山漁村では人口減少、高齢化が都市部よりも進行し、農水産業従事者も減少することが予想されます。

農水産物直売所は、小規模生産者等の所得向上などを通し、地域の農水産業振興に寄与するものであり、安定的な収入確保という面で、農水産業従事者の減少対策としての効果が高く、地産地消の拠点として必要です。

行政としては、農水産物の付加価値向上や加工品の生産、イベントや生産者に関する情報発信などを支援することで、農水産業の活性化や地産地消を推進します。

運営については、長崎市内の25か所の農水産物直売所のうち、公設の3か所を除く22か所は民設民営によりさまざまな規模や事業主体で実施されていることから、行政サービスとして実施する必要性が低いため、民間移譲を基本とし、民間移譲にあたっては、地域の農水産業の振興・活性化に寄与でき、継続的な運営ができる団体に移譲します。

設置主体が市町村などに限られる「道の駅」夕陽が丘そとめについては、直売所部分を民間移譲すると「道の駅」として設置できないこと、また地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供するだけでなく、地域の観光客の受入施設として行政サービスを提供する必要性が高いことから、今後も外海地区における「道の駅」としての必要性が高いことを勘案し、引き続き指定管理者制度による管理を継続します。

販売額が少なく、機能を代替できる民間施設が周辺にある場合など、その意義が薄れている農水産物直売所は廃止します。ただし、地域によっては、農水産業の振興のみならず、観光振興や地域振興などの観点から、情報発信機能の必要性があることも考慮し、道の駅（公設）としての設置などを含め、そのあり方について検討を行います。

（1）道の駅夕陽が丘そとめ

市内の農水産物直売所の中でも販売額、出荷者数も多く、今後とも外海地区の農水産業振興を担う施設であり、本市唯一の道の駅として地域の拠点施設の一つとなっています。世界遺産登録による観光客の増が見込まれる外海地区における、観光客の継続的な受入施設の一つとして、行政が関与していく必要があります。

「道の駅」のブランド力を活かした情報発信力を活かすため、指定管理者制度による管理を継続します。

(2) 三和農水産物加工直売所

市内の農水産物直売所の中でも販売額、出荷者数も多く、今後とも三和・野母崎地区の農水産業振興を担う施設ですが、民間での運営が可能と考えられますので、農水産物直売所が果たす役割を勘案し、地域の農水産業の振興や活性化に寄与でき、継続的に運営できる民間団体に移譲します。

(3) 野母崎ふれあい市場

市内の農水産物直売所の中でも販売額、出荷者数が少なく、同地区内に民間の同規模の農水産物直売所と、隣接する三和地区に三和農水産物加工直売所があり、野母崎地区から出荷する生産者もいる状況です。

農水産物直売所の機能の維持については、田の子地区一帯の整備内容検討の中で併せて検討します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	中央小売市場（借上）	築町 3-18	1998	1,396.28
2	高島市場	高島町 2706-8	1971	456.00
3	池島総合食料品小売センター	池島町 1278-12	1979	996.00
4	道の駅夕陽が丘そとめ	東出津町 149-2	2005	496.33
5	三和農水産物加工直売所	布巻町 88-1	2003	292.18
6	野母崎ふれあい市場	野母町 568-1	1998	81.25

8－ウ 水産業振興施設

長崎市の漁業は漁業者数の減少に伴い漁獲量も減少していくことが予想されますが、漁獲量、漁業者の減少を抑制するには、水産資源量を維持し、漁業者1人当たりの漁獲量や収入を安定的なものとしていくため、種苗生産により水産種苗を安定的に供給し、放流事業を持続的に行っていくことが不可欠です。

また、養殖業についても、その重要性が増しており優良な種苗を生産し、高品質な養殖魚の生産に寄与する必要があります。市の役割としては、民間種苗会社が生産していない地域ブランドとなる魚種について、良好な種苗を供給します。

あわせて、付加価値が高い魚種の種苗生産技術や低コスト養殖技術の開発、陸上養殖等新たな技術の検討、沿岸漁場の環境調査、赤潮、魚病対策等に係る施策を充実させ、沿岸漁業の振興を図ります。

1 水産センター

水産資源の維持・回復のための種苗生産・放流や、新たな魚種の養殖業の振興等に係る量産技術開発、魚病診断及び漁業体験等教育活動を行うなど、漁獲量を維持するための水産業振興施策を実施するためには、その拠点となる施設が必要です。

種苗生産については、漁業者数の減少に伴う、放流種苗の需要量の減少が考えられる一方で、養殖業の振興による養殖用種苗の需要量の増加が考えられるため、これらを踏まえた将来的な種苗の推計需要量や養殖に適した漁場環境、地理的優位性及び生産性の効率化などを考慮し、現在、種苗生産施設として配置されている牧島と高島の2か所を、将来的には市内1か所の配置とします。

2 南風泊漁港水産会館

高島地区の漁業振興のために設置された施設であるため、当面は現状を維持しますが、地区内漁業者数の減少を踏まえ、施設の廃止及び地元漁協への移譲について検討します。

3 クルマエビ幼稚仔保育場

クルマエビ資源の回復と安定を図り、沿岸漁家の経営の安定・向上を図ることを目的に整備され、クルマエビを放流するにあたって放流効果を高めるために中間育成を行う用途で活用されてきました。

しかしながら、漁業者数の減少に伴い、放流尾数が減少し、水産センターの施設内での中間育成が可能となったこと、更には橘湾におけるクルマエビの漁獲量の激減を背景に、主に漁獲されるエビがクルマエビからクマエビに変わってきたことから、クルマエビの放流は平成27年度をもって終了し、平成28年度からはクマエビのみ放流が行われるようになりました。

これらのことから、クルマエビ幼稚仔保育場の当初のニーズはなくなったものとし、用途を廃止しますが、施設については、民間貸付などを検討します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	水産センター	牧島町 1619	1974	4,927.02
2	水産センター高島事業所	高島町 1156	2001	5,448.75
3	南風泊漁港水産会館	高島町 1156	1997	794.38
4	クルマエビ幼稚仔保育場	飯香浦町 4770-3	—	4,877.00 (敷地面積)

8-エ 農林業振興施設

農業の担い手不足や従事者の高齢化が進んでおり、2040年においては、更に人口減少・少子高齢化が進むことで、生産力の低下が懸念されます。

意欲ある農林業者の確保を行うため、後継者や新たな担い手の育成、及び意欲を持って取り組む農林業者の支援を進めながら、農林業者が安全・安心で新鮮な農林産物を安定的に供給し、経営が安定するよう、施設園芸やブランド化品目の生産性と収益性向上に向けた支援に努めます。

高齢者が多い農業者を支援するためには、農作業のある程度の経験や技術を持った人材が存在し、農業生産活動に関わることが大切であり、農作業の体験や技術を習得ができる人材が必要です。

また、就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用も図ります。

一方、有害鳥獣の生息環境の変化や人的圧力の低下に伴い、生息区域が拡大し農産物被害が深刻化しています。捕獲した有害鳥獣を有効活用することで、人的圧力を維持し、生息域の拡大を抑制し、農業環境を整えます。

1 外海ふれあい農産加工所

当施設は、池島炭鉱の閉山(平成13年11月)に伴う地域振興プロジェクト事業により設置された施設で、雇用を確保し、郷土食文化及び農産加工技術の伝承や新商品の開発、加工体験等、農業・地域振興の拠点であり、加工品の売上向上、加工体験受入の強化が図られるよう、指導・支援をしていきます。また、道の駅「夕陽が丘そとめ」をはじめとして市内直売所を中心に加工品の普及に努めています。

人・農地プランの整備計画の中で、都市と農村の交流推進のため、大中尾棚田の情報発信拠点として位置づけていることから、今後は、管理委託先である外海農産加工組合の経営力強化及び、施設の機能強化を図りながら、現在の施設が使用可能な間は施設を維持し、農業振興・地域振興につながるような運営のあり方について、継続して検討します。

配置については、駐車場や県道に接しているなど利便性がよく、加工体験の受入などに優れている現在の配置とします。

2 農業センター

繁忙期に人材を必要としている農業者の労力支援を行う人材(農業ヘルパー)育成の拠点施設として、「長崎いきいき農業特区」に基づき新規就農者の育成・確保を行い、農業の振興を図ります。

今後高齢化が進むなかで労力支援の高まりに対応する必要があるため、引き続き行政が関わっていきますが、運営については民間主体の取り組みを進めます。

なお、配置については、東工場建設時より、地元雇用対策の施設として位置付けられていること、また、労力支援の体制がとれる唯一の施設であることから、市内1か所の配置とし、環境が整備されている現在地に配置します。

3 広域畜産環境施設

畜産業を営むうえで必要である副産物の処理を行う堆肥化処理施設であり、当該施設周辺には畜産農家が多く、事業の承継人もいることから、将来的にも施設は必要とされると考えられます。

また、三京クリーンランド埋立処分場建設に伴う地元還元施設としての必要性もあり、周辺の環境への配慮などから、現行の場所に1か所の配置とし、引き続き行政による運営を行います。

4 三和宮崎地区ほ場事業用地

未活用市有地を利用し合併地区の地域活性化と農業振興を図ることを目的に設置した施設で、作型として花卉・果樹（加工品を含む）・直売所出荷用野菜・レストランの食材など長崎市南部地区の農業振興に特化した取組を進めています。

今後も、南部農業振興の拠点となる長崎市地産地消振興公社を運営主体として、先進的品目の栽培、先導的な経営に向けて、県・JA等関係機関の経営・技術等サポート体制を確立し、地域への波及効果が高い取組を推進するため、農業振興を図るモデル事業として1か所を配置し、ほ場の区画が整備されており、ビニールハウス等栽培施設の設置や機械導入により先導的な取組みや自立した農業経営を促進する施設として、現在の配置を維持します。

先進的な農業に取り組む農業生産団地を形成するためには、省力化や生産コストが低減でき、地域活性化と集落営農ができる拠点施設として必要であり、新規就農、後継者育成など将来の地域農業リーダーの育成のために、参入時の負担軽減や農地の細分化防止の観点から、貸付方式により経営継承を推進します。

また、維持管理については、現在、借受者による管理組合を結成し、ほ場の維持管理を図っていることから、今後は、共同施設について、借受者主体による管理に移行できるよう調整を図ります。

5 イノシシ等処理加工所

捕獲したイノシシ等を有効活用し、有害鳥獣の捕獲意欲の高揚と販売促進などの取り組みを行う拠点施設であり、処理頭数の実績を踏まえ市内1か所の配置とし、引き続き行政による運営を行います。

6 市民農園

就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用と併せて、都市住民が土に親しむことで、農業に対する理解を深めてもらい、『都市と農村のふれあいの場』となることを目的として、ファミリー農園とともに、一体的な取組を進めていることから、今後も推進していきます。

農業への理解と農業集落を活性化するためには、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培ができる拠点施設が必要です。

市民農園として利用できる農地として整備しているのは、平山市民農園、三重市民農園、琴海赤水ふれあい農園、高島農園の4か所であり、利用する市民が、自然環境の中で健康的に利用しつつ農業への理解を深めることができるため、現在の配置とします。

現在、市主体による運営を行っていますが、今後は、特定農地貸付法による民有地借上方式の市民農園（平山・三重）については、企業やNPO法人などの開設による民間活

力の活用の検討を進めます。

市有地の琴海赤水ふれあい農園については、併設する農村公園である赤水公園の施設の一部として、また、高島農園については、離島という地理的状況から利用率は低いものの、遊休農地の有効活用の観点から、従来どおりの管理を継続するものとします。

7 植木センター

植木園芸に関する400年以上の歴史を持つ松原地区一帯を「植木の里」と位置付けており、今後も植木園芸の振興及び情報提供を行う拠点として松原地区に必要なものであるため、現在の配置とします。

地元との役割分担により進められた植木の里整備事業により、その中核施設として設置され、植木園芸の振興及び情報提供の場としての活用のほか、地域活動の場としても活用されていることから、2040年においても指定管理者制度により引き続き行政による運営を行います。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	外海ふれあい農産加工所	神浦下大中尾町644	2003	219.36
2	農業センター	戸石町34-2	1987	1,398.64
3	広域畜産環境施設	三京町54-4	1987	1,405.53
4	三和宮崎地区ほ場事業用地	宮崎町1324	—	48,799.00 (敷地面積)
5	イノシシ等処理加工所	四杖町2671-31	1998	129.72
6	平山市民農園（借上）	平山町	—	11,927.00 (敷地面積)
7	三重市民農園（借上）	三重町	—	11,107.00 (敷地面積)
8	高島市民農園	高島町	—	4,176.00 (敷地面積)
9	琴海赤水ふれあい農園	琴海戸根原町2211-5	2003	175.86
10	高島ハウス建設用地及び育成用地	高島町2707-27	—	1,000.00 (敷地面積)
11	伊王島ハウス建設用地及び育成用地	伊王島町1丁目甲3274	—	1,500.00 (敷地面積)
12	植木センター	松原町2624-1	2004	280.00

9-ア 図書館

2040年は、現在より更に高度化した情報化社会、高齢化、生活の多様化などが見込まれており、市民に対して必要に応じた情報の提供を行うことは、ますます重要となるため、更なる資料の収集・保存を行い、適切な情報発信を行うなど積極的な行政サービスを提供します。

市立図書館と各地区のコミュニティ施設等の図書室は、ネットワークでつながれており、希望の場所で本の受取りや返却を可能とし、市民が身近な場所で図書館サービスを利用できる体制を確立できていることから、その中核となる市立図書館は、市内に1か所の配置とし、現在地に引き続き設置します。

老朽化している香焼図書館については、香焼地域センター内の空きスペースに移転し整備することとし、施設の位置づけについては今後、検討していきます。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	市立図書館	興善町 1-1	2007	11,658.94
2	香焼図書館	香焼町 567	1972	644.42

9－イ 博物館等

博物館等は、関連する資料を収集、保管、展示し、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うことで、教育の振興や、学術及び文化の発展に寄与することなどを目的に設置しています。

また、地域の特徴的な歴史文化遺産を明らかにし、顕在化することで、自分の街への誇りや愛着の涵養や、ひいては地域活性化にもつなげます。

今後とも、貴重な資料を保存し、研究していくとともに地域独自の文化、歴史を適切な場所から発信していく必要があり、更に観光資源としても活用し、交流人口の拡大につなげます。

一方、展示物の老朽化等により設置当初の機能を果たせていないものや、展示物の移転・集約が可能な施設もあるため、全体として見直しを図ります。

1 長崎歴史文化博物館

長崎県と共同設置し、近世長崎の歴史的資料や美術工芸品等を展示しており、長崎の歴史を語るうえで重要な博物館です。

長崎奉行所跡地という歴史的な場所で、交通の便がよく、観光客等も来館しやすい現在地に配置します。

2 歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館

歴史資料、民俗資料の収集保存、展示、調査研究という目的と同じくする施設であることから、複数設置を見直し、現在の歴史民俗資料館に集約します。

ただし、歴史民俗資料館運営委員会における協議結果に基づき、外海歴史民俗資料館の展示資料のうちキリスト教関連資料等の地域特有のものは、外海地域内の既存施設で展示します。

歴史民俗資料館は、現在、平和会館の地下に位置していますが、野口彌太郎記念美術館が旧長崎英國領事館に移転した後は、入館しやすい1階に移転します。

なお、当面の間は、駅や主要な観光施設からの交通の便がよい平和会館を利用しますが、平和会館が平和目的に特化して使用することとなった場合においては、配置場所を検討します。

3 シーボルト記念館

シーボルトに関する、国指定重要文化財を含む貴重かつ膨大な資料を保管・展示しており、国指定史跡シーボルト宅跡隣接地に設置することが重要な意味を持つため、現在の場所に配置します。

4 サント・ドミニゴ教会跡資料館

江戸時代初期の貴重な教会遺跡である「サント・ドミニゴ教会遺構」を発掘後、一部顕在化したものであり、長崎市のキリスト教関係の歴史の一端を、身を以って体感できる施設です。

出土品を展示する資料館として活用し、教会遺跡を利用した施設であるため現在の場所に配置します。

5 高島石炭資料館

旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を展示する施設であり、観光資源としての入館者が見込まれるため、現配置数を維持します。

高島町の島内で観光客等が立ち寄りやすい場所に配置します。

6 深堀貝塚遺跡資料館

深堀地区の原始時代から現在までの歴史を理解できる出土品を包蔵地内に展示することは、地域の歴史や成り立ちを知っていただくためには重要です。

現在の場所での配置としますが、多くの人に観覧してもらうために、人の流れが多い場所に展示するなど、可能な限り包蔵地内の深堀地区の他の施設との複合化を図ります。

7 住家復元館

通常は開館しておらず、寄贈、収集された資料等の保管を行っています。

そこで、現在の施設は廃止とし、地域の歴史を語る資料について選定したうえで、三和地域センター等の地域の施設で展示します。

8 野口彌太郎記念美術館

野口彌太郎画伯の遺族から寄贈された美術作品や資料を展示しています。

展示場所については、寄贈を受けた際に定められているため、旧長崎英國領事館保存修理工事完了後、美術館を移転し展示します。

9 遠藤周作文学館

日本を代表するカトリック作家として世界的に評価されている、遠藤周作氏の貴重な遺品、直筆原稿、書簡、蔵書などの調査研究資料を保有する国内外唯一の施設です。

これらの資料を広く市民の観覧に供し、あわせて遠藤文学に関わる資料の収集、保存、閲覧並びに情報発信を行うことにより、遠藤周作氏の功績を顕彰し、後世へ継ぎ、もって市民の文化の向上に資することとしています。

現在施設が配置されている外海地区はキリスト教史において稀有な歴史を持ち、カトリック作家遠藤周作の代表作『沈黙』の舞台となった縁の地です。また、文学館は、キリスト教における稀有なストーリーを持つ外海地区の歴史や遠藤文学という文化資源を活かした交流の拠点となっています。

文学館建設構想が持ち上がった際に、関わりが深い全国の候補地の中から、現在地に建設が決定された経緯もあるため、現施設を維持します。

10 科学館

科学分野の発展には、子どもの頃から科学に触れ、科学に対する興味関心を持ち、環境づくりを提供することが重要です。今後も、科学に関する事業や展示の充実を図り、市民の科学への興味関心を高めます。

科学館は、科学に触れ・楽しみ・学ぶ機会を提供する施設としての機能を果たしており、今後も維持する必要があるため、全市民を対象とした施設として、交通アクセスのよい市街地に1か所配置します。

11 十善寺地区まちづくり情報センター・蔵の資料館

唐人屋敷跡は、鎖国時代の日本において、出島とともに海外貿易の拠点として重要な役割を果たした場所であり、長崎市の観光の面からも大きなポテンシャルを持っています。この特色ある地域の魅力を活かしたまちづくりを進めるため、現在、唐人屋敷顕在化事業に取り組んでいます。今後も、まちづくり活動を継続していくとともに交流人口の拡大を図っていきます。

現施設は、地域住民のまちづくり活動の推進と交流を図るとともに、地域や観光客等の来訪者が唐人屋敷の歴史を学ぶなど、より地域の魅力を感じられるための拠点施設として設置しました。まちづくり活動の継続と更なる交流人口の拡大を図る上で、拠点施設のサービスの受け手は増加し、今後一層、必要性は高まっていきます。

唐人屋敷跡は、東西約160m、南北約230mとコンパクトで徒歩での移動が可能な範囲であることから、現在の施設で対象地区を十分カバーしており、立地的にも唐人屋敷跡地区のほぼ中心に位置していることから、現在の配置場所とします。

12 収蔵庫

長崎市が所有する歴史資料や美術品を適正な環境で保存・保管し、後世に伝えていくためには、劣化を防ぐために適切な環境（温度・湿度）を備えた収蔵庫が必要となります。個々の施設において、数種類の温湿度設定の収蔵庫を整備するのは非効率であるため、設備投資の効率性から1か所において保存・温湿度環境を整え配置します。

平和会館1階の野口彌太郎記念美術館が移転した後、地階の歴史民俗資料館を1階に移転し、地階及び2階を長崎市の収蔵庫として環境を整備し、利用します。

ただし、平和会館が平和目的に特化して使用することとなった場合においては、歴史民俗資料館と併せて配置場所を検討します。

13 (仮称) 長崎恐竜博物館

長崎市内で国内初となるティラノサウルス科大型種の歯の化石をはじめとした多種多様な化石が、白亜紀後期の三ツ瀬層（約8100万年前）から見つかっています。この新たな長崎の魅力について、子どもから大人まで楽しむことができ、市民の知的関心、学校教育のニーズ及び地域を育む学習を支援するために、化石などの自然史資料を適切に管理し、調査を主導でき、かつ長崎市の恐竜や化石について市民が深く学べる拠点施設が必要です。

また、化石発掘場所などの地域資源を活かした取り組みにより、地域の交流人口を増加させ、地域の経済や観光の活性化を図り、地域振興につなげていきます。

そこで、調査研究、資料の収集、展示及び教育活動並びに地域振興に資する恐竜博物館を、発掘場所に近く、フィールドミュージアムとして野外資源を有効活用できる場所に1か所配置します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	長崎歴史文化博物館	立山1丁目1-1	2005	13,309.00
2	歴史民俗資料館	平野町7-8	1981	1,919.00
3	外海歴史民俗資料館	西出津町2800	1979	1,097.00
4	シーボルト記念館	鳴滝2丁目7-40	1989	861.53
5	サント・ドミニゴ教会跡資料館	勝山町30-1	2003	692.00
6	高島石炭資料館	高島町2706-8	1961	329.00
7	深堀貝塚遺跡資料館	深堀町5丁目165	1987	167.30
8	住家復元館	布巻町88-1	1983	29.16
9	野口彌太郎記念美術館	平野町7-8	1981	499.00
10	遠藤周作文学館	東出津町77	2000	1,073.85
11	科学館	油木町7-2	1996	13,299.26
12	十善寺地区まちづくり情報センター・蔵の資料館	館内町16-5	2015	153.82

9－ウ ホール型施設

人口減少や少子高齢化の進展など、社会環境が変化するなかにあっても、市民一人ひとりが心豊かな人生を送ることができるよう、文化に親しみ創造する機会を創出し、芸術文化の振興を図るとともに、市民が集い交流する場づくりを通じて市民生活の向上に寄与します。

芸術文化の振興のためには、文化活動に取り組む市民が練習や、その成果を発表する場及び市民が芸術文化を鑑賞する場が不可欠であり、それらの機能を備えた拠点が必要となります。

また、市民が集い交流する場としても、誰もが利用できる拠点が必要となります。

ホール型施設は、全市施設として、公共交通機関の便がよく、市内全域から利用しやすい都心部及び都心周辺部に配置します。

芸術文化を中心に、さまざまな利用形態に対応できる規模及び機能を備えるとともに、想定される利用ニーズへの対応能力を充足させるため、次のとおり配置します。

- 大ホール：ブリックホール大ホール
- 中ホール：新たな文化施設
- 小ホール：チトセピアホール、市民生活プラザホール、ブリックホール国際会議場（芸術文化分野での利用に特化した小ホールへの改修を検討）

特にブリックホールについては、新たに交流拠点施設が整備された場合には、コンベンション利用の減少が見込まれ、それに伴い、より芸術文化の発表の場、鑑賞の場としての機能に比重を置くことが可能となります。そこで、交流拠点施設及び新たな文化施設の整備後に、ブリックホール国際会議場は芸術文化分野での利用に特化した小ホールへの改修を検討します。

市民会館文化ホールは、市民会館の建替え検討時期に、代替機能について、数百～千席規模の中で、専門ホールの必要性も含めて検討します。

ただし、市民会館の施設更新時期まで20年以上あり、更新時期のまちづくりや利用ニーズの状況等が現段階では高い精度で見込めないことから、市民会館の施設更新を検討する時期に合わせて、利用ニーズの推移等を十分に見極め、整備の必要性や規模、機能等について、検討することとします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	長崎ブリックホール	茂里町2-38	1998	21,898.98
2	市民会館文化ホール	魚の町5-1	1973	6,856.91
3	チトセピアホール	千歳町5-1	1991	1,377.18
4	市民生活プラザホール	築町3-18	1998	1,125.64

10-ア 文化財

指定文化財については、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない重要な財産で、文化財保護法に基づき、保存・継承・活用することが求められています。長崎固有の指定有形文化財等を観光資源として活用することにより、交流人口の拡大に寄与するなど、観光施設としての側面もあるため、積極的な活用に努め、観光地としてのさらなる魅力の向上を図ります。

《主な対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	出島	出島町 6-1	1878	6,031.65
2	グラバー園	南山手町 3	1863	6,043.31
3	南山手8番館（南山手地区町並み保存センター）	南山手町 4-33	明治中期	339.61
4	南山手乙9番館（須加五々道美術館）	南山手町 3-17	明治中期	205.99
5	南山手乙27番館（南山手レストハウス）	南山手町 7-5	1864～1865	180.12
6	旧香港上海銀行長崎支店（2・3階に孫文・梅屋庄吉ミュージアムを設置）	松が枝町 4-27	1904	1,093.17
7	旧長崎税関下り松派出所（べつ甲工芸館）	松が枝町 4-33	1898	232.24
8	東山手洋風住宅群（東山手地区町並み保存センター・地球館）A～C棟	東山手町 6-25	明治中期	1,071.82
9	東山手洋風住宅群（古写真・埋蔵資料館）D～G棟	東山手町 6-26		
10	東山手十二番館	東山手町 3-7	1868	366.88
11	中の茶屋	中小島1丁目 8	1976	251.83
12	旧長崎英國領事館	大浦町 1-37	1908	1,448.30
13	東山手甲十三番館	東山手町 3-1	明治中期	304.11
14	天后堂	館内町 18-5	明治時代	92.56
15	觀音堂	館内町 5-14	明治時代	55.53
16	土神堂	館内町 16-7	1978	51.84
17	旧本田家住宅	中里町 1478-2	1764～1771	98.10
18	伊王島灯台記念館	伊王島町1丁目 3240-1	1877	205.31
19	ド・ロ神父記念館	西出津町 2633	1885	179.34
20	心田庵	片淵2丁目 118-1	19世紀頃	323.15
21	旧杠葉本館	南山手町 14-1	明治中期	255.25

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
2 2	旧杠葉氏宅	南山手町 10-21	昭和初期	140.74
2 3	旧唐人屋敷門	寺町 64-1	18世紀後半	2.11
2 4	長崎聖堂（中島聖堂遺構大学門）	寺町 64-1	1711	18.24
2 5	高島秋帆旧宅	東小島町 144-5	1806	37.68
2 6	オオウナギ生息地	野母崎樺島町 1520-3	—	84.00 (敷地面積)
2 7	シーボルト宅跡	鳴滝 2 丁目 54	—	121.78 (敷地面積)
2 8	曲崎古墳群	牧島町 8	—	18,471.02 (敷地面積)
2 9	現川焼陶窯跡	現川町 521-2	—	726.00 (敷地面積)
3 0	本河内宝篋印塔	本河内町 205-5	1811	249.16 (敷地面積)
3 1	芒塚句碑	芒塚町 583-2	1784	344.32 (敷地面積)

※建築年は、現存する最も古い建物の建築年を掲載しています。

10-イ 観光施設

観光施設は、設置目的に合わせた展示や体験等の魅力的なサービスを提供することで、観光客が市全体や観光スポットとなるエリアやポイントの魅力を体感したり、理解を深めたりするために設置しています。入場者や、今後、増加が見込まれる外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、各施設へのリピート数を増やし、地域経済の活性化を促します。

現在、本市への来訪者の約6割が、観光施設めぐり・世界遺産めぐりを観光目的としています（平成29年度観光動向分析より）。世界遺産や歴史的な人物、長崎らしい体験、長崎固有の文化財そのものが来訪目的となり得ることから、目的に合わせた拠点となる施設が必要ですので、観光客が施設等の魅力を感じ、理解を深め、高い満足度を得るような価値を有する場所に配置します。

指定文化財については、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない重要な財産で、文化財保護法に基づき、保存・継承・活用することが求められています。長崎固有の指定有形文化財等を観光資源として活用することにより、交流人口の拡大に寄与するなど、観光施設としての側面もあるため、積極的な活用に努め、観光地としてのさらなる魅力の向上を図ります。（※10-アから再掲）

1 長崎ロープウェイ

夜景観光は本市の観光施策においても、宿泊滞在型観光を推進する有効な手段です。

代表的な夜景スポット・稻佐山に至る主要な交通手段の一つであり、展望台利用者の約38%（平成29年度実績）がロープウェイを利用しています。ゴンドラから見る夜景は長崎観光の魅力の一つであり、他の交通手段にない優位性があります。

稻佐山山頂展望台の魅力向上と併せて現在の配置とします。

2 亀山社中記念館

幕末の志士・坂本龍馬は、日本を代表する歴史上の人物のひとりで、死後150年が経過する現代においても、継続的に人気を博しており、熱狂的なファンが多くいます。

長崎の歴史・文化において、坂本龍馬や幕末の志士たちのストーリーは魅力ある素材であり、将来的にも同所において継続的な取り組みが必要です。

龍馬ゆかりの「亀山社中」跡の記念館は、観光客に「本物」の魅力を身近に感じさせることができる市内唯一の施設といえるため、現在の配置とします。

3 ペーロン体験施設

長崎らしさを体験できるペーロンは、長崎由来の伝統行事で、修学旅行での体験学習の中で、日本・長崎と中国の歴史を学び、学生同士の一体感・チームワークの熟成を図ることができる長崎固有の体験素材として、需要が高いことから、今後も施設・設備・運営面において、年間を通じた学校の受け入れが可能な現施設での受け入れを行います。

4 端島見学施設

「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録され、構成資産である端島（軍艦島）は今後の観光施策においても、重要な観光素材であり、国内外からの観光客の誘客が見込まれます。

世界的にも貴重な資源で、端島（軍艦島）にある見学施設は、「本物」にふれることで、

その魅力を最も体感できるという観点から、拠点としての配置を行います。

5 軍艦島資料館

「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録され、構成資産である端島（軍艦島）は今後の観光施策においても、重要な観光素材であり、国内外からの観光客の誘客が見込まれます。

端島（軍艦島）に対する理解をより深めてもらうため、拠点となる施設が必要であり、端島（軍艦島）が間近に見えるロケーションという優位性がある野母崎地区に施設を配置します。

6 グラバー園

国指定重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅及び旧オルト住宅を核として、市内に点在していた6つの洋館を移築復元した長崎を代表する観光施設です。

旧グラバー住宅が世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として注目を集め、今後も、国内外からの多くの観光客が見込まれます。

文化財として保存・継承するため、適正な維持・保全を行うとともに、魅力ある展示や活用により利用者の満足度を高めます。

7 出島

出島は、鎖国時代、日本とヨーロッパを結ぶ唯一の窓口であり、経済・文化・学術の交流拠点として、日本の近代化に大きな役割を果してきた歴史遺産です。敷地は「出島和蘭商館跡」として国指定史跡に指定されており、多くの観光客や修学旅行生等が訪れる観光拠点となっています。

今後も文化財として保存・継承するため、適正な維持・保全を行うとともに、建物の復元や展示等を通じて、史跡の価値を紹介し、観光施設としての活用及び魅力向上を図ります。

8 長崎ペンギン水族館

水族館や動物園には、本や映像から得ることのできない、生き物の生態を観察することができ、動物と間接・直接的に触れ合うことで、子どもたちはさまざまな刺激を受ける、学ぶ場としての目的があります。

特に、里山を再現したビオトープは、他の水族館には見られないような屋内では体験できない自然の営みに直接触れて学ぶことができる場として貴重な施設であり、教育的な取り組みとして、その重要性は高いです。

長崎ペンギン水族館も観光施設としての側面だけではなく、学ぶ場を提供する社会教育的施設としての側面も併せ持つ施設であるため、世界一の9種のペンギンを飼育する水族館として、また、閉館した旧長崎水族館の歴史的経過と自然体験型を実現するための海や川などの自然環境が整っていることから、水族館の設置に適している現地において配置を継続していきます。

なお、現行の指定管理者制度を継続しつつも、他の水族館運営のノウハウを広く取り入れることで、更なる施設の魅力向上を図るとともに、赤字施設である現状を踏まえ、値上げを含めた入館料のあり方について検討を行います。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	長崎ロープウェイ	稲佐町 364-1、淵町 8-1	1959	1,125.45
2	亀山社中記念館（借上）	伊良林 2 丁目 7-24	—	107.14
3	ペーロン体験施設	牧島町 413-40	1997	445.43
4	端島見学施設	高島町端島	—	470.00 (敷地面積)
5	軍艦島資料館	野母町 563-1	1990	490.91
6	グラバー園	南山手町 3	1863	6,043.31
7	出島	出島町 6-1	1878	6,031.65
8	長崎ペンギン水族館	宿町 3-16	2001	3,758.99

※建築年は、現存する最も古い建物の建築年を掲載しています。

10－ウ 平和施設

平和施設は、被爆者が高齢化するなか、時代を超えて、被爆の実相を伝え、核兵器廃絶を訴える施設として必要であり、被爆都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和の願いを広く国内外に伝えていきます。

1 原爆資料館

被爆の惨状を示す多くの資料を保存・展示するとともに、原爆が投下されるに至った経過や核兵器開発の歴史など、ストーリー性のある展示を行い、被爆の実相を伝え、核兵器廃絶を訴える基幹施設としての役割を果たすため、平和祈念像や原爆落下中心地や被爆遺構などとの関連性も考慮し、現在地に引き続き配置します。

2 永井隆記念館

原爆による悲惨さを強調するだけでなく、復興並びに平和建設のために自らの重病と闘いながら人々を励まし続けた、長崎市名誉市民永井博士の生涯を紹介することによって、平和の尊さを願い、不屈の精神、人間としての生き方等を伝える唯一の施設です。

現在地は、永井博士が生前、執筆やうちらの本箱を設置するなどの活動を行った場所であり、隣接する昭和23年に造られた如己堂は、博士を顕彰するうえで、欠くことのできない重要な施設であることから、如己堂との一体性を考慮し、現在地に配置します。

また、如己堂の保全について、災害等による被害を最小限に抑えるような整備を行ながら配置を継続します。

なお、指定管理者による創意工夫のもと、企画展示を実施するなど、運営の充実を図ります。

3 原爆遺跡旧城山国民学校校舎

「長崎原爆遺跡」として国の史跡に指定されており、長崎原爆の著しい痕跡が残る貴重な校舎として、被爆の実相を確実に後世に伝えるため、現在地に引き続き配置します。

また、指定管理者による適切な案内と管理運営により、校舎の維持管理や見学者へのサービス向上を図ります。

4 原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂

原子爆弾によって犠牲となった無縁死没者の遺骨を安置している当該施設は、昭和33年に民生児童委員協議会が建立した「原子爆弾死没者慰靈納骨堂」を引き継ぎ、同場所に建立した経緯があります。

無縁死没者の遺骨の安置と慰靈を行う唯一の施設であり、原爆の惨禍を後世に語り継ぐためにも、今後も引き続き現在の配置とします。

5 平和会館（平和会館ホール）

被爆体験講話の実施件数が増加しており、被爆地の責務として平和学習の機会を確保していくため、平和学習の実施場所として原爆資料館に隣接し、原爆資料館ホールの定員（345人）以上の人数や他の会場と時間が競合した場合の振り替え先として必要であるため、利便性が高く簡易な移動手段で集いやすい現地において、引き続き平和学習機

能を維持していきます。

公共ホール機能については、新たな文化施設の開館時期に合わせ、舞台機能の廃止等、利用機能を縮小し、ランニングコスト縮減を図ります。

また、保守点検で電気、空調、中央監視装置等の劣化が指摘されており、必要な機能を維持していくため、運用が可能な程度の整備を行っていくこととします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	原爆資料館	平野町 7-8	1996	7,949.73
2	永井隆記念館	上野町 22-6	2000	305.40
3	如己堂	上野町 22-6	1948	8.42
4	原爆遺跡旧城山国民学校校舎	城山町 95	1937	483.68
5	原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂	岡町 8-5	1994	286.08
6	平和会館	平野町 7-8	1981	2,577.09

10-エ 市営宿泊施設

観光客の中でも特に経済効果が見込まれる宿泊者を、今後更に増加させるためには、宿泊施設の確保は必要ですが、宿泊施設の運営は本来、民間事業者に任せる分野であり、原則として既設の市営宿泊施設は将来的に廃止若しくは民間移譲を行います。

1 野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島

現指定管理者である長崎市野母崎振興公社については、野母崎地区における地域活性化やコミュニティへの貢献等を考慮し、平成27年2月議会で債権（貸付金1億2,000万円）を放棄しています。地域における公社の役割等を踏まえ、野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島の指定管理者としていますが、指定管理の更新時期に、その都度、検証を行い、公募による指定管理者の選定や、民間移譲についても検討を行うこととします。

2 しまの宿五平太

建築後40年以上経過し施設の老朽化が進んでいます。稼働率は10%台と低い水準で推移しており、島内及び伊王島等の近隣施設による受け入れの連携により、将来的に原則として廃止とします。

なお、廃止時期については、利用者の動向及び地域振興の観点から、周辺宿泊施設との連携や民間を含めた他の施設による宿泊機能の代替方法を検討したうえで、決定します。

3 外海ふるさと交流センター

主に帰省客、観光客及び工事等業者に利用されています。

外海地区は民間宿泊施設が少ないことから、外海ふるさと交流センターの宿泊施設としての役割は大きく、また、外海地区は世界文化遺産や池島炭鉱体験などで注目されていることから、今後、宿泊者数が増加する可能性もあるため、現在の施設が使用可能な当分の間、宿泊機能については継続します。

なお、施設や運営のあり方などについては、今後も指定管理の更新時期などに継続的に検討します。

4 池島中央会館

池島中央会館の宿泊機能については、島内唯一の宿泊施設であり、主に観光客や工事等業者に利用されています。廃止となつた場合、観光を始めとする島内の産業に及ぼす影響が大きく、民間運営も見込めないことから、現在の施設が使用可能な間は、行政が継続して維持しますが、効率的な運営のあり方は継続的に検討します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島	野母町 692	2000	4,284.43
2	しまの宿五平太	高島町 2706-30	1973	1,134.23
3	外海ふるさと交流センター	神浦江川町 657-2	1993	1,793.24
4	池島中央会館	池島町 1009-1	1979	1,288.84

11-ア ながさき暮らし体験施設

移住希望者を移住定住に結びつけるための支援策は必要です。移住定住促進対策については、引き続き「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業を推進していくこととし、住まいを求める方に対しての支援として、空き家・空き地バンクの充実をはじめ、宅建協会、地域住民との連携による受け入れ態勢の充実や、移住希望者等とのマッチングを図るなど、ソフト事業の推進を行います。

市が所有する体験施設（ながさき暮らし体験施設）は、施設の老朽化が進んでおり、今後の維持管理にも相当な費用が生じることから、民間による体験施設等の充実により、移住等希望者のさまざまなニーズに幅広く対応でき、公的施設の役割の代替に加え、より弹力的に運用が可能となることが見込まれるため、民間による体験施設等を確保した後に廃止します。

なお、受け入れ施設の整備状況やマッチングの状況などの変化に応じて、今後とも最善の策を模索していくこととし、民間による体験施設等の新たな移住定住促進対策については、長崎への移住定住のニーズを見極めながら、合併地区にかかわらず確保することとします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	伊王島交流滞在型宿泊施設	伊王島町1丁目 2672	2006	134.96
2	高島地区中長期型滞在施設	高島町 98-1	1961	114.00
3	野母崎地区中長期型滞在施設	野母町 2570-2	1965	78.90
4	琴海地区移住体験施設	琴海戸根原町 1780-2	1980	81.00

12-ア 港湾施設

人口減少が進むなか、航路利用者数も減少するものと考えますが、港湾施設は、離島地区的住民や観光客などの航路利用者にとって、公共交通ネットワークの結節点として必要不可欠な施設であることから、航路が存続する限り継続して配置します。

配置場所は、桟橋に近接し、施設から船舶の運航状況が目視で確認できる、航路利用者にとって利便性が高い場所で、港湾施設の機能（切符売場、待合所及びトイレ等）の維持を図ります。

なお、施設規模は、建替え時に縮小に向けた見直しを行います。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	茂木港船客待合所	茂木町 75-8	1980	240.00
2	伊王島港ターミナル	伊王島町1丁目甲 3275-1	1989	325.00
3	高島港ターミナル	高島町 2707-23	1972	417.00
4	池島港船客待合所	池島町 200-8	1994	81.94
5	神浦港ターミナル	神浦江川町 657-2	1993	53.00

12-イ ごみ処理施設

人口減少に伴い、排出されるごみ量も減少することから、ごみ量に応じて施設の規模の縮小を図りながらも、より良い生活環境を次世代へ引き継ぐために、処理施設の計画的な整備及びごみの適正処理を行います。

また、焼却施設の建替え時には、高効率なごみ発電施設として建設し、売電することにより、自主財源の確保に取り組むとともに、地域における各産業に電気や熱を供給したり、災害時にも安定して供給ができるような、地域のエネルギーセンターとしての新たな価値を創出していくことも検討します。

ごみ焼却施設及び資源ごみ処理施設（プラスチック製容器包装選別施設）については、災害等の不測の事態も見据えたリスク分散と、地形や道路状況を踏まえた収集・運搬効率を考慮し、2か所配置します。

仮に1か所のみの配置とした場合、その中に焼却炉などの処理系統が複数あったとしても、共通機器の部分に災害による被害や故障が生じた場合には施設全体が稼働できなくなり、結果として、全市分の処理が停止することになるおそれがあります。また、災害等の不測の事態により、ごみ搬入経路が寸断される事態も想定され、更に近隣地域には長崎市と同じ行政規模を有する自治体はなく、長崎市の処理量を代わりに賄うことができるような処理施設もありません。

最終処分場については、既存の施設で今後80年以上使用できることを考慮し、引き続き現在地に1か所配置します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	西工場	神ノ島町3丁目526-23	2016	14,465.35
2	東工場	戸石町34-2	1981	13,327.92
3	三京クリーンランド埋立処分場	三京町43-4	1986	3,422.48

12－ウ 排水等処理施設

1 集落排水処理施設

(1) 集落排水処理施設について

公共下水道区域外で、汚水を集合処理することで、地域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上並びに農業用水及び漁業水域の水質の保全が必要である地域を、集落排水処理区域として設定しています。

集落排水処理区域の人口減少に伴う施設規模の適正化及び公共下水道への接続により効率化を図りますが、公共下水道への接続による費用対効果が見込めないものについては、既存の集落排水処理施設を継続して設置し、効率的な汚水処理事業を継続することで、地域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上並びに農業用水及び漁業水域の水質の保全に取り組みます。

① 公共下水道に接続し施設を廃止するもの

(太田尾地区農業集落排水処理施設、琴海中部地区農業集落排水処理施設、大江・形上地区農業集落排水処理施設、南風泊地区漁業集落排水処理施設、野母地区漁業集落排水処理施設、樺島地区漁業集落排水処理施設)

直近の公共下水道へ接続することにより、費用比較で有利になることから、施設を廃止します。

なお、太田尾地区農業集落排水処理施設は、統合した場合、試算では費用はわずかながら増となります。東部下水処理場の処理量は太田尾地区農業集落排水処理施設と比べると圧倒的に大きく、試算による費用増分は、統合の効果により圧縮の余地があると考えられるため、東部下水処理場に集約します。

② 既存の集落排水処理施設を継続利用するもの

(高浜地区農業集落排水処理施設(漁業集落排水処理施設共用)、小口地区農業集落排水処理施設)

野母崎地区は、将来的には、公共下水道へ全て統合する予定ですが、2040年では受入れをする公共下水道施設の能力が不足するため、2施設を脇岬浄化センターへ接続することにより廃止し、高浜地区農業集落排水処理施設(漁業集落排水処理施設共用)のみ現施設を継続して利用します。

また、小口地区農業集落排水処理施設は、継続して使用したほうが、直近の公共下水道への接続及び近隣の集落排水処理施設との集約より、費用比較で有利になります。

なお、人口減少が進んでいる地区であるため、更新時に処理計画人口を見直し、施設規模の適正化を図ります。

(2) 集落排水処理の区域について

集落排水処理の区域については、6か所の集落排水処理施設を廃止することに伴い、農業集落排水処理7区のうち4排水処理区(太田尾、大江・形上、大子、琴海中部)、漁業集落排水処理4区のうち3排水処理区(南風泊、野母、樺島)は、下

水処理区へ変更します。

また、汚水管渠及びそれを補完する中継ポンプ場（野母崎1か所）は現況どおり配置します。

2 し尿処理施設

し尿等の受け入れは引き続き必要と見込んでいますが、効率的な収集運搬と処理体制を確保するために、2040年においては、し尿処理施設はすべて廃止し、公共下水道へ投入して処理をすることを基本として取り組みます。

ただし、し尿等を公共下水道に投入するには、下水処理後の放流水の水質が、法的規制値や地元との協定値を満たす必要があり、条件を満たすために、下水処理場に追加の施設整備が必要となります。

そのため、琴海及び長崎半島クリーンセンターについては、公共下水道への投入にかかる追加整備費及び追加整備による維持管理費増加額が、新たなし尿処理施設を整備・運用するより高額であるなど、公共下水道への投入が困難な場合は、既存施設を次の理由から1か所に集約したうえで、運転を継続します。

配置場所については、し尿等の収集・運搬効率を考慮したうえで決定します。

（1）し尿等の収集量の減少

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は年々減少しており、平成29年度実績で82k1/日となっています。人口減少や公共下水道の整備と接続促進により、今後も収集量の一層の減少が見込まれることから、2040年時点の収集量を勘案し、施設を1か所に集約します。

（2）処理プラントの安定稼働の必要性

処理プラント設備の機能を維持するためには、常に一定量以上のし尿等を確保しなければなりません。し尿等の収集量は年々減少していることから、安定した稼働のために、施設を1か所に集約します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	太田尾地区農業集落排水処理施設	太田尾町 2711	2001	144.44
2	琴海中部地区農業集落排水処理施設	長浦町 3745	2001	841.65
3	大江・形上地区農業集落排水処理施設	琴海形上町 1844-18	1997	126.00
4	南風泊地区漁業集落排水処理施設	高島町 98-15	1994	291.91
5	野母地区漁業集落排水処理施設	野母町 2687-9	1996	1,348.10
6	樺島地区漁業集落排水処理施設	野母崎樺島町 1893-5	1991	351.07
7	高浜地区農業集落排水処理施設（漁業集落排水処理施設共用）	以下宿町 2758-1	1998	401.33
8	小口地区農業集落排水処理施設	琴海尾戸町 319-3	2003	109.30

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
9	野母処理区中継ポンプ場	野母町 2191-8	1996	84.88
10	高島中継ポンプ場	高島町 1727-2	1994	16.00
11	高島クリーンセンター	高島町 347	1993	546.75
12	琴海クリーンセンター	琴海戸根町 832	1990	1,995.00
13	長崎半島クリーンセンター	脇岬町 704-4	1999	2,609.30

12-エ 市営住宅

将来の人口及び世帯数の減少により、市営住宅の需要は低下することが予想されますが、少子高齢化の進展や社会的弱者の多様化等の社会情勢の変化を踏まえ、民間賃貸住宅市場において最低居住水準の住居を確保できない低額所得者や、入居制限を受ける可能性がある高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅困窮度の高い世帯などの、真に救済すべき世帯の推計を行い、それらを救済するセーフティネットとしての役割を重点的に担えるよう、住宅の確保を支援することで、市民生活の安定を図ります。

配置については、立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりを進めていくことを踏まえ、市内各エリアにおける将来人口や特性を十分に勘案し、県営住宅も含めた公営住宅について、需要と供給のバランスが図れるよう、都心周辺部及び地域拠点の市営住宅は、適正な管理戸数を維持します。

その他の地区については、地域コミュニティが維持できるよう住宅需要や民間の動向を踏まえたうえで管理戸数の縮減を行います。

また、島しょ部については、現在行っている集約や用途廃止、除却等を継続し、管理戸数の縮減を推進します。

なお、管理戸数については、建替え時における各団地の応募状況や入居率、及び周辺の民間住宅の状況を踏まえ、市営住宅として維持する団地、縮減する団地を定め、2040年に6,200戸程度を目標とします。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称		所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	日見大曲住宅	日見大曲市営住宅	宿町221-1	1963	2,784.35
		日見大曲アパート	宿町498	1975	9,158.99
2	本河内住宅		本河内1丁目9-11	1964	6,772.80
3	滑石住宅		滑石6丁目2-1	1998	45,976.71
4	小江原住宅		小江原1丁目15-1	1994	8,886.60
5	小江原第2住宅		小江原2丁目15-1	1973	29,289.19
6	小江原第3住宅		小江原4丁目42-1	1989	7,556.36
7	三原住宅		三原2丁目15-1	1968	5,627.94
8	小浦住宅		小浦町453	1994	23,966.55
9	川平住宅		川平町1070-4	1970	11,575.34
10	大園住宅		大園町11-1	2009	29,718.06
11	富士見住宅		富士見町15-12	1970	1,708.00
12	宿町住宅		宿町215	1972	30,413.29
13	宿町第2住宅		宿町217	1982	15,351.14
14	宿町第3住宅		宿町103	1988	7,019.75
15	新戸町住宅		新戸町2丁目7-1	1972	10,498.40
16	女の都住宅		女の都3丁目5-1	1972	11,335.55

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1 7	福田本町住宅	福田本町 1620-1	1974	8, 029. 10
1 8	網場住宅	網場町 492-5	1975	1, 674. 92
1 9	大浜住宅	大浜町 533-7	1975	4, 736. 40
2 0	青山住宅	青山町 20-1	1975	6, 220. 29
2 1	シユモ一住宅	橋口町 22-25	1976	2, 564. 54
2 2	城栄住宅	城栄町 38-14	1977	1, 842. 00
2 3	西山台住宅	西山台1丁目 1-28	1978	5, 966. 60
2 4	草住住宅	草住町 207	1978	2, 916. 20
2 5	錢座住宅	上錢座町 2-22	1978	2, 286. 10
2 6	横尾住宅	横尾5丁目 1-1	1978	29, 330. 43
2 7	毛井首住宅	毛井首町 111-4	1979	9, 518. 50
2 8	清水住宅	清水町 2-31	1979	4, 875. 14
2 9	西北住宅	西北町 7-1	1980	7, 560. 29
3 0	狩股住宅	清水町 17-17	1980	8, 519. 99
3 1	花丘住宅	花丘町 11-5	1981	2, 909. 93
3 2	若竹住宅	若竹町 33-1	1982	7, 903. 40
3 3	西町住宅	西町 1-5	1982	1, 498. 44
3 4	西町第2住宅	西町 30-1	1983	5, 149. 12
3 5	文教住宅	文教町 16-1	1983	8, 630. 33
3 6	茂木住宅	茂木町 1-121	1984	4, 268. 48
3 7	矢上住宅	かき道3丁目 20-1	1985	9, 957. 11
3 8	矢上第2住宅	かき道3丁目 19-7	1990	3, 482. 11
3 9	矢上第3住宅	かき道5丁目 3-15	1992	14, 099. 96
4 0	鶴の尾住宅	鶴の尾町 28-7	1986	2, 852. 34
4 1	三重住宅	京泊2丁目 1-1	1986	15, 047. 90
4 2	小ヶ倉住宅	ダイヤランド4丁目 9-1	1986	19, 480. 64
4 3	中河内住宅	錦3丁目 2-1	1986	7, 541. 16
4 4	千歳住宅	千歳町 5-15	1988	15, 823. 57
4 5	二本松住宅	戸町2丁目 173-9	1990	17, 008. 87
4 6	若葉住宅	若葉町 1-3	1991	4, 557. 33
4 7	木鉢住宅	木鉢町2丁目 755-1	1993	1, 079. 38
4 8	城山台住宅	城山台2丁目 38-1	1995	2, 608. 23
4 9	三芳住宅	三芳町 3-1	1995	9, 243. 53
5 0	十善寺住宅	館内町 6-18	1999	1, 744. 94
5 1	戸町住宅 (借上)	戸町4丁目 8-25	2000	3, 084. 93

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
5 2	松が枝住宅（借上）	松が枝町5-12	2000	3,690.90
5 3	江平住宅	江平1丁目8-1	2001	821.35
5 4	田ノ浦住宅	香焼町494-38	2005	3,733.18
5 5	深浦住宅	香焼町444-45	1971	11,469.71
5 6	恵里上住宅	香焼町2133-3	1986	8,289.81
5 7	本村住宅	香焼町563-15	2012	4,006.38
5 8	多尾住宅	伊王島町1丁目2052	1957	891.53
5 9	瀬戸屋敷住宅	伊王島町1丁目483-2	1995	468.63
6 0	塩町住宅	伊王島町2丁目800	1974	10,499.76
6 1	本町第1住宅	高島町98-2	1967	3,125.68
6 2	本町第2住宅	高島町1900-2	1969	557.48
6 3	百万住宅	高島町1727-1	1965	6,537.14
6 4	高島光町住宅	高島町2706-18	1965	12,671.55
6 5	西浜住宅	高島町2707-19	1970	8,818.08
6 6	日吉岡住宅	高島町1300	1971	2,553.48
6 7	先の谷住宅	高島町1034	1978	86.94
6 8	尾浜住宅	高島町2706-30	2008	924.24
6 9	仲山住宅	高島町2706-8	2008	769.76
7 0	熊之町住宅	野母崎樺島町459-40	1974	120.00
7 1	樺島住宅	野母崎樺島町1893-4	1979	546.11
7 2	高浜第1住宅	高浜町1601	1980	530.37
7 3	高浜第2住宅	高浜町3991-1	1982	440.05
7 4	長野住宅	高浜町2590-3	1987	114.30
7 5	高浜第3住宅	南越町135-1	1985	973.55
7 6	赤瀬住宅	野母町692-1	1971	228.96
7 7	野母第1住宅	野母町3933-1	1978	294.65
7 8	野母第2住宅	野母町1431-1	1980	1,001.21
7 9	野母第3住宅	野母町4014	1984	440.05
8 0	諸町住宅	脇岬町3307-1	1966	179.78
8 1	脇岬住宅	脇岬町2481	1979	1,347.61
8 2	脇岬北港住宅	脇岬町3386-45	1994	591.56
8 3	永田第1住宅	永田町2182	1993	1,338.00
8 4	永田第2住宅	永田町1403-1	2002	666.52
8 5	永田第3住宅	永田町461-1	2004	678.48
8 6	高尾住宅	下黒崎町2574-1	1976	225.60

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
8 7	松本住宅	下黒崎町 1443-1	1977	1,033.60
8 8	松山迫住宅	下黒崎町 2442-1	1981	1,120.00
8 9	出津住宅	西出津町 134	1989	2,043.60
9 0	西出津住宅	西出津町 1633	2002	1,207.82
9 1	丸尾住宅	神浦丸尾町 1092	2002	1,260.70
9 2	神浦住宅	神浦向町 103-1	1977	1,092.00
9 3	夏井住宅	神浦夏井町 26	1993	2,210.24
9 4	池島第1住宅	池島町 152	1970	1,024.80
9 5	池島第2住宅	池島町 832-8	1962	3,156.80
9 6	池島第3住宅	池島町 154-1	1965	7,930.82
9 7	池島第4住宅	池島町 21-2	1976	1,394.40
9 8	蚊焼住宅	蚊焼町 993-1	1990	1,669.22
9 9	須浜第1住宅	為石町 2420-33	2004	5,452.93
100	年崎住宅	為石町 4731-4	1965	233.20
101	為石住宅	為石町 2524	1997	5,471.16
102	宮崎第1住宅	宮崎町 70-1	1988	1,348.54
103	牟田尻住宅	宮崎町 903-1	2004	1,989.21
104	長浦住宅	長浦町 2570-7	1992	699.00

12-オ 市営駐車場

市営駐車場が、大型公共施設や観光施設に隣接して適正に配置され、2040年の駐車需要を充足させることで、道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図ります。

普通車駐車場については、現在、市全体では充足しており、将来的には、観光需要によりやや増加が見込まれますが、供給は確保されることから、一般利用者のための市営駐車場の必要性は低くなっていくものと考えます。

しかしながら、公共施設等の利用者の利便性確保のために必要であることや、安定した料金収入も見込まれることから、当面は現施設を維持していくとともに、一部の駐車場については、隣接する公共施設の建替え、更新などの環境変化に対応し、附置義務駐車台数を確保することとしますが、必要性がなくなれば廃止します。

大型バスの駐車場は、観光繁忙期において満車状態であり、今後も観光需要が増加していくと予想されることから、県市で連携して対応していきます。

二輪車等駐車場は、市内中心部において不足しており、今後も同様な状況が継続するものと推測されることから、官民連携して整備を推進していきます。

1 桜町駐車場（普通車 175 台）

市庁舎の利用者のための主要な駐車場ですが、一般利用者の需要もあり、収入も一定確保されていることから、耐用年数までは現施設を維持します。

また、新市庁舎の駐車場のあり方をはじめ、現市庁舎跡地の活用計画や市民会館の建替えとの調整を図りながら、附置義務駐車場としての必要性がなくなった場合には廃止するものとします。

2 市民会館地下駐車場（普通車 175 台）

市民会館利用者のための主要な駐車場として、現状の施設を維持しますが、市民会館の建替え時には、新たな施設の規模に応じた附置義務駐車台数を確保することとし、市民会館が廃止された場合には、廃止するものとします。

また、桜町駐車場の代替として、新市庁舎の附置義務としての役割についても検討します。

3 松が枝町・松が枝町第2駐車場（普通車 133 台、バス 28 台）

グラバー園などの観光施設利用者のための主要な駐車場です。

普通車については、観光繁忙期には満車状態ですが、平常時は現状の台数で対応可能であるため、現状のサービスを維持します。

大型バスについても、観光繁忙期には満車状態であり、今後も観光需要が増加していくと予想されることから、現施設に加えて、県市連携してバス駐車場の確保に努めています。

また、松が枝地区の長崎港湾整備（2バース化）が、今後、予定されていますが、これに併せて路面電車の延伸や複線化も検討されており、その場合は、松が枝町第2駐車場が支障となるため、港湾整備（2バース化）の中で普通車駐車場の機能を確保するとともに、既存建物を解体し、平面のバス駐車場を確保するなどの対応を行います。

4 平和公園駐車場（普通車 92 台、バス 32 台）

平和公園利用者のための主要な駐車場です。

普通車については、観光繁忙期には満車状態ですが、観光需要による増加を考慮しても、現状の台数で対応可能であるため、現状のサービスを維持します。

大型バスについても、観光繁忙期には満車状態であり、今後も観光需要が増加していくと予想されることから、県市連携したバス駐車場の確保や誘導員の配置などのソフト対策を行っていきます。

また、松が枝地区の長崎港湾整備（2バース化）に伴い大型バスの駐車場が不足することが予想されますが、現時点で近隣に駐車場用地の確保は困難であることから、平和公園駐車場地上部の普通車駐車場のバス駐車場への転用や、ソフト対策（乗降のみとし、稻佐山など他の場所に退避場所を確保する）により対応するとともに、抜本的な対策として、駐車場用地の確保等を進めていきます。

5 茂里町地下駐車場（普通車 156 台）

ブリックホールの附置義務駐車場ですが、特殊な機械式駐車場で維持管理費もかかることから、自走式駐車場に変更します。

更新にあたっては、附置義務駐車台数 146 台を確保することとしますが、ブリックホール敷地内で、全て確保できない場合は、連続立体交差事業に伴う JR 高架下や隣接する公共用地等を活用することとします。

6 松山町駐車場（普通車 288 台、バス 10 台）

松山町のスポーツ施設（市民プール、ラグビー・サッカー場、テニスコート）利用者のための主要な駐車場であり、スポーツ施設の附置義務駐車場としては 141 台ですが、通勤者のためのパークアンドライド駐車場としても利用されており、交通施策としても必要であるため、今後も現状のサービスを維持します。

7 二輪車等駐車場（14 か所）

二輪車等駐車場は、サービスを提供する民間事業者が少ないこともあり、今後の保有台数の減少を考慮しても、市内中心部において不足することが想定されることから、今後も、必要台数の確保に向けて官民連携して整備を推進していきます。

《対象施設》

2018 年 12 月 1 日現在

1 普通車駐車場

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	桜町駐車場	桜町 10-16 先	1996	3,688.83
2	市民会館地下駐車場	魚の町 5-1	1973	6,616.98
3	松が枝町駐車場	松が枝町 4-22	1976	1,904.92
4	松が枝町第 2 駐車場	松が枝町 1-17	1990	4,200.00
5	平和公園駐車場	岡町 8-13	1994	8,540.04
6	茂里町地下駐車場	茂里町 2-38	1998	3,218.13
7	松山町駐車場	松山町 2-3	1997	9,300.88

2 二輪車等駐車場

番号	名称	所在地	建築年	敷地面積 (m ²)
1	矢の平1丁目二輪車等駐車場	矢の平1丁目1先	1996	48.00
2	西山2丁目二輪車等駐車場	西山2丁目301-3	1999	59.13
3	築町二輪車等駐車場	築町3-18	1998	624.45
4	古川町二輪車等駐車場	古川町159-1	1997	146.27
5	万才町二輪車等駐車場	樺島町8、10先	1989	224.00
6	元船町二輪車等駐車場	元船町1-11先	1997	312.00
7	尾上町二輪車等駐車場	尾上町2先	2003	288.50
8	恵美須町二輪車等駐車場	恵美須町4先	1993	66.30
9	新地町二輪車等駐車場	新地町7先	1992	46.14
10	魚の町二輪車等駐車場	魚の町4-30先	1989	52.00
11	元船町第2二輪車等駐車場	元船町9-2	2001	66.44
12	住吉町二輪車等駐車場	住吉町2-27	2006	50.00
13	興善町二輪車等駐車場	興善町6-6先	2015	30.00
14	新大工町二輪車等駐車場	新大工町147先	2015	50.00

13-ア 本庁舎・地域センター等

人口減少や少子高齢化が進み、地域を支える力が弱まりつつあるなか、地域をより暮らしやすい場所とするためには、本来、地域が持つ力を引き出して、行政と地域コミュニティが連携しながら地域の課題を解決していくことが必要です。

また、市民にとって身近な行政サービスは、市内一円、身近な場所で均一に提供しつつも、非効率となないようにします。

そこで、平成29年10月から、市の組織のあり方を見直す取組みとして、行政サテライト機能の再編成を行い、地域センター及び総合事務所を設置しました。

2040年には、人口が更に減少していくとともに、集約連携型の都市構造となることや、マイナンバー制度の進展やその他手続きの電子化や簡素化が見込まれるため、次の考え方により配置を見直していきます。

1 身近な手続きや相談ができる機能

- 住民票の写しや税の証明などの交付、届出や申請などの受付を行います。
- 地域からの相談を受け付け、整理し、関係所属や他の機関につなぎます。

この機能については、都市計画マスタープランの生活地区、地域拠点及び都心部に1か所ずつ配置します。

生活地区では既存施設の中で、当該地区内の人口のまとまりや交通の状況から、利便が良い場所に配置することとします。

また、現在、身近な手続きができるように配置している事務所及び地区事務所は、今後の人口及び取扱件数をもとに配置を見直していきます。

2 地域のまちづくりを支援する機能

- 地域からの相談、要望等を地域と協働して解決します。
- 自治会、ボランティア団体、NPO、民生委員や消防団などの関わりを促進し、ネットワーク化を図ります。
- 地域の魅力を磨き、情報を発信するなどの支援を行います。

この機能については、都市計画マスタープランの生活地区、地域拠点及び都心部に1か所ずつ配置します。

地域の情報が集まり、また、地域で活動する団体と連携しやすい状態をつくるために、コミュニティ活動施設との複合化や、商業施設の中に配置するなど、所管区域の住民が集まりやすい場所に配置することを検討しますが、地域の人口、地域コミュニティの状況、住民の交通の利便や移動の距離、職員配置の効率性などを考慮し、配置を見直していきます。

3 現場に出て事業等を実施する職員の拠点となる機能

- 地域の課題を迅速に解決するために、より多くの機能を身近な場所に備えたいと考えていますが、人員配置の効率性を考え、エリアが広域となるまちづくりの支援や市民生活に密着した土木事業や保健事業など、現場に出て実施する職員の拠点となる機能を配置します。

この機能については、人口や地域のまとまり、職員の移動に係る交通の利便や移動の距離、職員配置の効率性などを考慮し、中央・南部・北部・東部の既存の施設の中で、職員の移動の効率が良い場所4か所に配置します。

市全体にわたる計画の作成や事業の実施、事業者の営業に係る許認可などを行う本庁の機能は、市内全域の住民の利便を考慮し、都市計画マスタープランの都心部に1か所配置します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	本庁舎・中央総合事務所・中央地域センター	桜町2-22	1959	21,264.52
2	商工会館別館	桜町4-1	1980	1,662.26
3	交通会館別館	大黒町3-1	1963	1,524.28
4	長崎市職員会館	桜町1-12	1986	832.46
5	金屋町別館	金屋町9-3	1982	1,074.37
6	桜町第2別館	桜町1-7	1974	1,077.54
7	明治安田生命長崎興善町ビル（借上）	興善町2-21	1986	587.68
8	東総合事務所（中央卸売市場内）	田中町279-4	1975	223.00
	東総合事務所（東長崎土地区画整理事務所内）	矢上町40-28	1977	78.00
9	南総合事務所・三和地域センター	布巻町111-1	1994	5,199.42
10	北総合事務所・琴海地域センター	琴海村松町703-14	1995	863.16
11	小ヶ倉地域センター	小ヶ倉町2丁目21-2	1978	196.01
12	土井首地域センター	柳田町45-3	1982	350.30
13	小榦地域センター	小瀬戸町1015-7	1976	572.75
14	西浦上地域センター	千歳町5-1	1991	579.86
15	滑石地域センター	滑石5丁目1-44	1971	137.61
16	福田地域センター	福田本町10	1970	177.96
17	福田地域センター西部地区事務所	手熊町390-5	1979	56.00
18	深堀地域センター	深堀町5丁目182	1980	299.74
19	日見地域センター	界2丁目1-19	1972	342.00
20	茂木地域センター	茂木町75-10	1981	357.12
21	式見地域センター	式見町357	1983	385.22
22	東長崎地域センター	矢上町19-1	2011	368.37
23	東長崎地域センター古賀地区事務所	古賀町948-1	1994	33.00
24	東長崎地域センター戸石地区事務所	戸石町1740-1	1974	13.22
25	三重地域センター	三重町1098-1	1967	682.29
26	香焼地域センター	香焼町1070-32	1978	2,710.33
27	伊王島地域センター	伊王島町1丁目甲3271	1981	1,556.87

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
2 8	高島地域センター	高島町 1728-1	1997	2,730.27
2 9	野母崎地域センター	野母町 1665	1977	2,561.73
3 0	外海地域センター	神浦江川町 657-2	1993	501.87
3 1	外海地域センター黒崎事務所	下黒崎町 1914	1968	313.04
3 2	外海地域センター池島事務所	池島町 911-6	1961	102.96
3 3	琴海地域センター長浦事務所	長浦町 2664-1	1969	1,890.11

13-イ その他事務所

施設の特殊性や、サービスの機動性確保のため、本庁舎から分散して行政事務を行う施設を設置していますが、より効率的な行政運営を図るために必要な施設配置へ見直します。

また、余剰スペースが生じている施設や、施設の集約化が可能な施設があることから、施設の複合化や統廃合を行うことにより、用途全体の施設規模の縮小を図ります。

《対象施設》

2018年12月1日現在

1 出先機関等

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	保健環境試験所	茂里町 2-34	1990	2,951.42
2	動物管理センター	茂里町 2-2	1983	1,104.75
3	中央環境センター	川口町 6-10	1979	4,956.29
4	東部環境センター	戸石町 34-2	1988	2,146.00
5	東長崎土地区画整理事務所	矢上町 40-28	1977	278.86
6	東京事務所（借上）	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 7階	1929	71.00
7	消費者センター（借上）	築町 3-18 メルカつきまち 4階	1998	278.59
8	長崎学研究所（長崎歴史文化博物館内）	立山 1 丁目 1-1	2005	10.00
9	東部現場事務所	西山 2 丁目 28-19	1981	1,407.92
10	北部現場事務所	泉町 931-5	1993	1,334.30
11	白鳥管理事務所	白鳥町 8-1	1986	335.40
12	白鳥合同管理事務所	白鳥町 8-1	1994	320.00

2 その他

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	高島地域センター第1別館（旧高島保健福祉集会所）	高島町 1727-2	1969	742.56
2	伊王島地区活性化交流拠点施設	伊王島町 2 丁目 1175-4	1990	1,049.25
3	飽の浦町清掃詰所	飽の浦町 1-46	1962	23.96
4	東長崎現場事務所資材置場	田中町 201-15	1980	288.87
5	東長崎現場事務所倉庫	田中町 201-15	1990	17.69
6	機能回復訓練室（琴海南部文化センター内）	琴海村松町 703-14	1995	150.50
7	長浦倉庫	長浦町 2358	1991	83.00
8	カヌー艇庫（旧海の健康村）	野母町 692-1	2000	481.20
9	野母崎カヌー艇庫	野母町 3600-7	1987	133.86
10	野母崎中学校カヌー艇庫	野母町 2191-5	1977	61.00

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1 1	南長崎ダイヤランド内材料倉庫	ダイヤランド3丁目 310-212	1985	20.06
1 2	東部環境センターライガード車庫	伊良林1丁目87-1	2007	11.00
1 3	香焼ペーロン船格納庫	香焼町1481-1	2004	300.00
1 4	琴海ペーロン船格納庫	琴海形上町1849-10	1995	360.00
1 5	埋蔵文化財整理所	松が枝町2-25	1974	1,437.84
1 6	稻佐小学校測定局	稻佐町11-1	1992	16.20
1 7	村松測定局	琴海村松町704-13	1994	10.00
1 8	中央橋自動車排出ガス測定局	江戸町10-100	2009	6.85

13－ウ 消防施設

人口減少が進むなか、消防体制の見直しを図りながら、効率的な適正配置に努め、将来にわたり市民が安全安心に暮らせる行政サービスの提供を行っていきます。

この消防の目的達成のためには、火災や自然災害等が発生した場合に、各地域での活動が効果的に行える活動拠点が必要となります。

消防施設のうち、常備消防庁舎については、人口分布、主要幹線道路の整備に伴う交通事情の改善や市街地の整備状況等を勘案しながら、市全域において火災・救急需要に適正な対応ができる位置に配置します。

中心市街地においては、木造住宅が密集する地域など消防隊が概ね4分30秒で到達できるよう、有効な場所へ拠点となる施設を配置します。その他の地域においては、人口分布や道路の状況を勘案して、当該地域の拠点となる場所に配置します。また、離島地区については、当分の間は現行体制を維持することとしますが、将来的には消防艇など（救急の24時間対応を含む）の整備を検討し、並行して地域住民や各機関と連携を強化しながら、防火防災体制の充実に取り組みます。

配置数については、市全域において行政サービスを低下させることのないよう施設の移転及び統廃合を行い、重複している活動エリアの解消と、カバーが十分でなかった地域の充実を図り、現在21ある消防施設を2040年に16施設とします。

消防団格納庫については、地域の実情に応じて消防団員の活動拠点となる位置に配置します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積（m ² ）
1	中央消防署	興善町3-1	2007	5,207.11
2	中央消防署矢上出張所	東町1936-1	2010	804.36
3	中央消防署松が枝出張所	松が枝町4-31	2004	365.53
4	中央消防署螢茶屋出張所	矢の平1丁目1-1	1983	294.75
5	中央消防署小島出張所	桜木町6-47	2002	435.74
6	中央消防署茂木出張所	茂木町75-10	1981	200.59
7	中央消防署飽の浦出張所	飽の浦町10-2	2012	296.70
8	北消防署	大橋町16-1	2001	2,470.65
9	北消防署浦上出張所	平野町10-29	1977	181.63
10	北消防署滑石出張所	滑石3丁目9-8	2015	313.45
11	北消防署小江原出張所	小江原2丁目28-12	1979	204.55
12	北消防署三重出張所	畠刈町28-7	2003	433.15
13	北消防署式見派出所	式見町357	1983	175.32
14	北消防署琴海出張所	長浦町2606-1	2012	388.44
15	北消防署神浦出張所	神浦江川町2	2014	408.23
16	北消防署池島派出所	池島町1009-1	1974	96.00

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1 7	南消防署	小ヶ倉町 3 丁目 76-78	1987	1,471.43
1 8	南消防署土井首出張所	柳田町 45-1	1982	423.99
1 9	南消防署三和出張所	布巻町 111-1	1994	268.60
2 0	南消防署野母崎出張所	野母町 1665	1974	131.25
2 1	南消防署高島出張所	高島町 2678	1975	172.50
2 2	消防分団格納庫 (全 148 施設)	—	—	11,692.49

13-エ 職員住宅

行政サービスの円滑な遂行を図るため、長崎市内には危機管理上の観点及び人材確保の観点から、また、勤務地が市外である職員に対しては、職務上居住させる必要性から、職員住宅を配置します。

ただし、職員住宅機能の確保においては、既存施設の利用に限らず、民間施設の借り上げや、他の市有財産の活用も図ります。

1 職員宿舎

(1) 市長宿舎及び、副市長宿舎

危機管理上の観点から、市長及び副市長宿舎については本庁近辺の配置とします。

なお、市長宿舎については、現施設の大規模改修時に借上げ住宅での対応を検討します。

副市長宿舎については、現在と同様、状況に応じて借上げ住宅での対応とします。

(2) 離島地区

人口が減少することが予測されますが、地域センターや事務所を配置している間についてでは、離島地区の緊急時への対応のため、高島及び池島にそれぞれ1戸の職員住宅を配置します。

(3) 長崎市外

東京事務所をはじめ長崎市外の勤務地の職員のための宿舎については、これまでと同様借上げ住宅での対応とし、現在所有している職員宿舎は廃止し、利活用を図ります。

2 診療所宿舎

(伊王島診療所宿舎2棟（診療所長宿舎、看護師宿舎）、高島診療所宿舎1棟、池島診療所宿舎1棟、野母崎診療所宿舎2棟（診療件数から内科医・外科医をそれぞれ配置）)

市民の安心できる医療環境及び医師確保の観点から、高島・伊王島・池島・野母崎地区において、各診療所の近隣に医師宿舎を配置します。

なお、看護師については、医師ほど採用が困難ではなく、看護師宿舎（伊王島診療所）については、長期間に渡り利用されていないため、廃止します。

3 教職員住宅

高島・池島の離島地区では、交通手段が限られており、児童、生徒に円滑な教育活動を提供する必要があるため、小中学校が存続する限り、勤務する教職員の人数分の住居の確保が必要となります。

確保については、現存施設の利用に限らず、他の市有財産の活用により対応を図り、住居の確保に努めます。

4 地域おこし協力隊宿舎

旧合併町など、人口減少や高齢化が著しく進行している地域においては、地域力の維持・強化を図る担い手となる人材の確保が課題となっています。

そこで、都市地域の人材を地域おこし協力隊として誘致し、地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの活動を行いながら、定住・定着を図り、地域力の向上を目指すこととしています。

地域おこし協力隊員は、地域との良好な関係を保ちながら、地域の活性化に向けさまざまな活動を円滑に行うため、活動地域内に居住する必要があることから、事業が継続する限りにおいては、隊員の住居を確保します。

確保の方策としては、利用可能な市有財産の貸付や地域内の市営住宅の紹介を行います。地域内に居住できる市有財産等がない場合は、地域の協力を得ながら居住できる空き家の紹介など、家主との仲介を行い対応します。

《対象施設》

2018年12月1日現在

番号	名称	所在地	建築年	床面積 (m ²)
1	市長宿舎	玉園町 2-41	1971	156.38
2	副市長宿舎（借上）	勝山町 24-1	2010	43.27
3	副市長宿舎（借上）	桶屋町 13-2	2015	49.38
4	高島地域センター所長宿舎	高島町 1727-5	1983	104.00
5	外海地域センター池島事務所係長宿舎	池島町 21-2	1987	61.05
6	伊王島国民健康保険診療所長宿舎	伊王島町 2 丁目 904-2	1998	238.64
7	伊王島国民健康保険診療所看護師宿舎	伊王島町 2 丁目 846-6	1987	82.33
8	高島国民健康保険診療所長宿舎	高島町 1727-1	1980	178.05
9	池島診療所長宿舎（借上）	池島町 1316-9	1962	73.13
10	野母崎診療所職員宿舎第1号	野母町 1681-1	1989	111.83
11	野母崎診療所職員宿舎第2号	野母町 1681-1	1989	86.67
12	本町教職員住宅（Mアパート）	高島町 106-3	1969	524.00
13	本町教職員住宅（H棟）	高島町 98-2	1969	143.04
14	池島教職員住宅第1号	池島町 21-2	1987	740.00
15	戸根原教職員住宅第1号	琴海戸根原町 1780-1	1981	328.00
16	地域おこし協力隊宿舎	野母町 1644	1988	91.20
17	地域おこし協力隊宿舎	伊王島町 1 丁目 2052	1995	63.00
18	地域おこし協力隊宿舎	琴海戸根原町 1780-2	1980	81.00

※東京事務所職員宿舎及び派遣宿舎については、民間住宅の借上げで対応。

長崎市公共施設の適正配置基準(案)

平成 31 年2月
長崎市

【問い合わせ先】

長崎市理財部資産経営室

電話:095-829-1412

FAX:095-829-1248

Email:shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp